

中 井 町
国土強靱化地域計画

令和5年3月

中 井 町

目次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け.....	2
第2章 本町の地域特性	5
1 地理的・自然的条件	5
2 社会的条件	6
3 災害履歴	6
4 想定する自然災害	7
第3章 強靱化の基本的な考え方	11
1 目標設定	11
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	12
第4章 脆弱性評価	13
1 脆弱性評価の考え方	13
2 想定するリスク	13
3 起きてはならない最悪の事態の想定(リスクシナリオ)	14
4 施策分野の設定	15
5 脆弱性評価の結果	15
第5章 強靱化の推進方針	29
1 直接死を最大限防ぐ	31
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	49
3 必要不可欠な行政機能は確保する	59
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	61
5 経済活動を機能不全に陥らせない	63
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	65
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	69
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	72

第6章 計画の推進	76
1 計画の推進と進捗管理	76
2 計画の見直し	76
3 施策の重点化	77
4 本計画に基づき実施する事業	78

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、限られた財源の中で防災・減災に係る施策を進めるため、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して、大規模自然災害等に強い風土・地域を作ることや自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の防災力を向上させることが必要であるといった基本的な考え方にに基づき、平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）が成立・施行されました。

国土強靱化基本法の成立・施行を受け、平成26年6月、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めています。さらに、平成28年熊本地震等の新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、国土強靱化に向けた取組の加速化・深化を図るために、平成30年12月に国の基本計画の見直しを行っています。

また、神奈川県においては、国の動きに合わせて、平成29年3月に「神奈川県国土強靱化地域計画」（以下「県の地域計画」という。）を策定し、県土の強靱化を図っていますが、平成30年の西日本豪雨や北海道胆振東部地震、令和元年10月の東日本台風など自然災害の激甚化、頻発化が進み、被災地では現在も復旧復興の事後対策が進められている中、さらに、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染症との複合災害への対応という新たな課題に直面しています。また、国においては、全国の重要インフラの総点検に基づく「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を打ち出し、令和2年には、さらに5か年の緊急対策の延長を決定するなど、国土強靱化の取り組みは一層加速しており、神奈川県においても、こうした国土強靱化を巡る新たな動向や、国の基本計画の修正を踏まえ、令和4年3月に県の地域計画の修正を行ったところです。

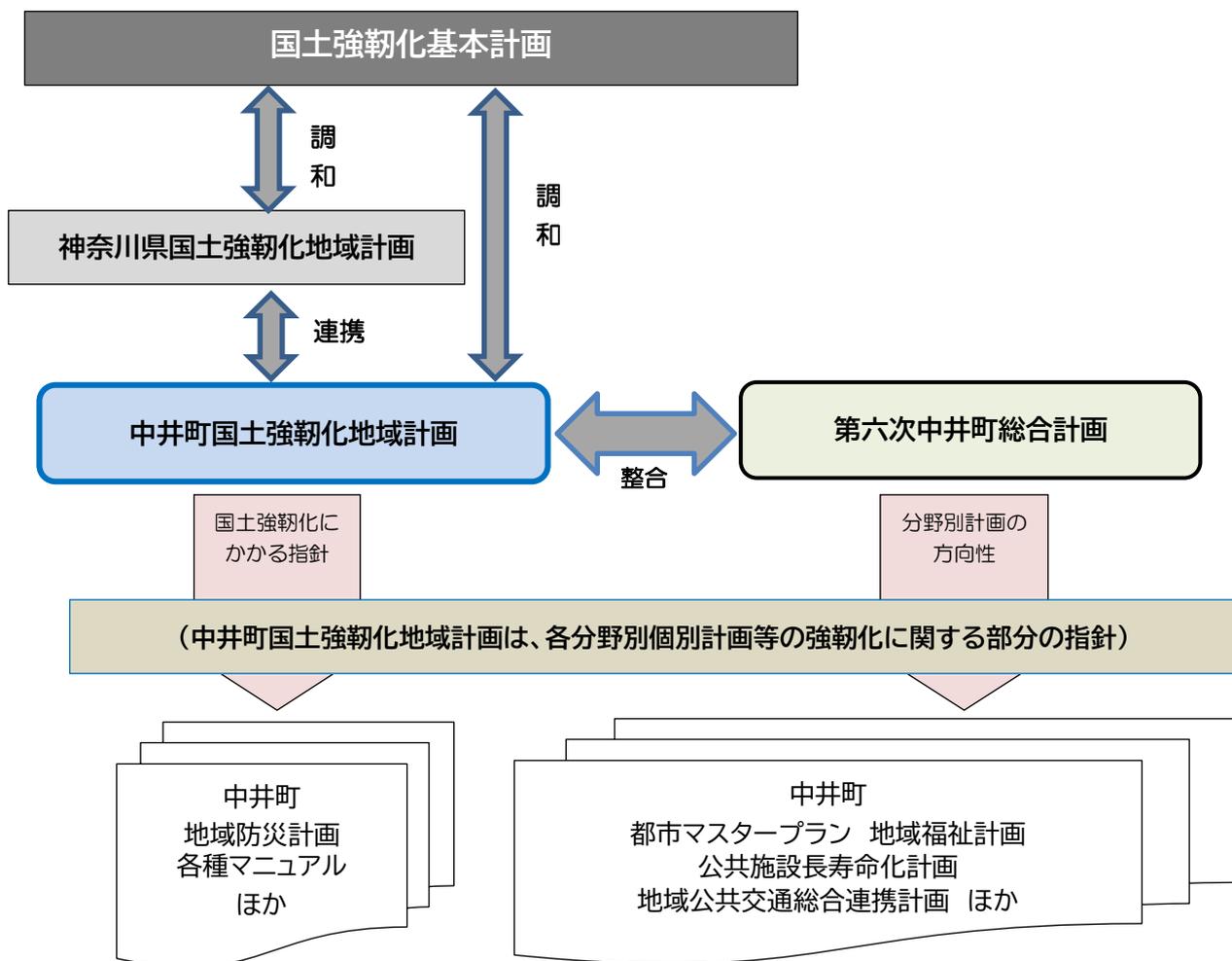
中井町においても、本町の総合計画で目指す『一人ひとりが主役! 魅力育む 里都（さと）まち♥なかい』の実現を推進するためにも、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっており、国・県の動きと一体となって「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域づくりを進めていくことが重要であることから、本町の強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進する指針として「中井町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1)国の基本計画、県の地域計画及び本町の総合計画等との関係

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、本町の町政運営の指針である「第六次中井町総合計画」との整合性を図るとともに、「中井町地域防災計画」等防災関連計画や「中井町都市マスタープラン」をはじめとする各分野別及び個別計画の国土強靱化に係る施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画と位置付けます。

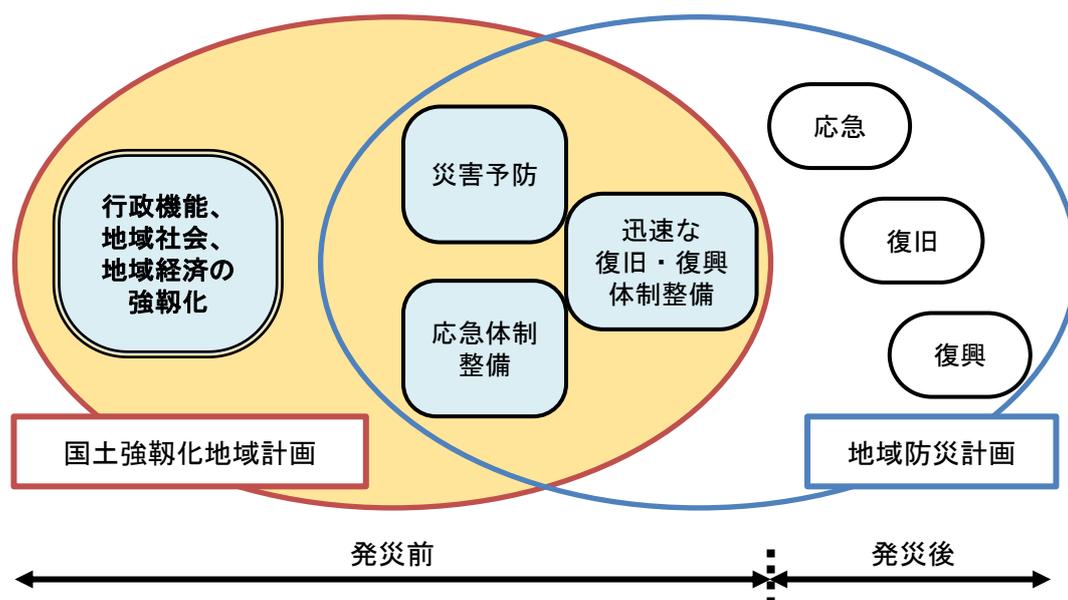
また、国土強靱化基本法第14条の規定に基づき、国の基本計画及び県の地域計画と調和・連携を図るものとします。



(2)地域防災計画との関係

本町では、災害対策基本法に基づき「中井町地域防災計画」を策定し、地震災害対策編、風水害対策編、特殊災害対策編において災害リスクごとに応急活動事前対策（災害予防）、応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項を定めています。

一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるよう、地域特性を考慮し行政機能や地域社会経済など地域全体としての強靱化に関する総合的な指針となっています。



(3)強靱化の意義

本町において、まちの強靱化に向けた計画を推進することの意義は、次のとおりと考えます。

1. 大規模自然災害のリスク等を踏まえて、本町がまちの強靱化を総合的かつ計画的に推進することで、町民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものである。
2. 第六次中井町総合計画の基本理念である「活力」「快適」「安心」による「真の豊かさ」を実現し、町民の豊かで幸せな暮らしを支えるまちづくりに資するものとともに、基本方針である「地域・共助」及び重点プラン3「多様な人材が活躍して助け合う里都（さと）まち「安心」暮らしプラン」において大きく推進することに資するものである。

(4)計画の期間

本計画の期間は、本計画内容が神奈川県国土強靱化地域計画との関係性が深いことから、計画期間を令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行いますが、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 本町の地域特性

1 地理的・自然的条件

(1) 気象

本町は、温暖湿潤の気候で冬は乾燥した晴天が続き、季節風が吹きやすく、台風、梅雨による降雨が目立つ気象条件をもっています。令和2年における平均気温は17.0℃、最高気温は36.3℃、最低気温は-1.3℃、年降水量は1,793mmとなっています。

(2) 地形

本町は、神奈川県西部、足柄上郡の東部にあり、東西に約5.9km、南北に約6.0kmで、総面積は19.99km²となっています。

町域の地形は、大磯丘陵に属して起伏が多く、概して西北部は山地で、東南部は緩傾斜地になっています。また、曾我山等の丘陵があり、その間を中村川、藤沢川、葛川がそれぞれ北から南に向かって貫流しています。

(3) 地質・地盤

本町に分布する地層は、新生代第三紀の中新世中期から第四紀までの地質時代に関係し、地震、火山、褶曲、海溝の形成等により形成されています。そのため、地質的には凝灰岩の上に火山灰・火山角礫の重なった丹沢層群と、礫岩層又は火砕岩層からなる足柄層群などによって構成されています。

(4) 土地利用

本町の面積1,999.0haのうち、令和3年度現在では、山林(680.9ha)が34.1%と最も大きな面積を占めており、次いで畑(540.4ha)が27.0%、その他(502.8ha)が25.2%、宅地(233.4ha)が11.7%、田(40.5ha)が2.0%の順となっており、山林と田、畑で63.1%となっています。

市街地は、県道71号(秦野二宮)とその旧道沿いの井ノ口地区と小田原市に隣接する南部の中村地区を中心に形成され、その間の台地部分に「グリーンテクなかい」等の産業用地が整備されています。

都市計画法による市街化区域は、11.3%にあたる225haが位置付けられ、用途別では住居系が5.0%、工業系が6.3%であり、その他は市街化調整区域となっています。

(5) 町の現況

本町は、多くの企業が進出をしており、「グリーンテクなかい」などへは町外から多数の就労者が通勤し、昼間人口は県内でも非常に高い割合となっています。

(6)交通

本町の広域的な幹線道路は、東側に県道 71 号（秦野二宮）が、西側に県道 709 号（中井羽根尾）が南北に、そして、県道 77 号（平塚松田）が東西に連結しており、既成市街地や新たな開発整備区域を地区幹線がはしご状に連結しています。

また災害時には、「東名高速道路」「県道 71 号（秦野二宮）」「県道 77 号（平塚松田）」の 3 路線が、県地域防災計画において「緊急交通路指定想定路線」として位置付けられています。

町道は 18 路線の幹線町道と、209 路線の一般町道から構成されており、幹線町道は比較的高い整備状況となっています。

2 社会的条件

(1)人口等

総人口については、近年は減少傾向を示し、令和 2 年の国勢調査の人口は、9,300 人（うち外国人：330 人）となっています。世帯数は、3,436 世帯（うち 65 歳以上高齢単身者世帯：332 世帯）、1 世帯当たり人員は、2.70 人/世帯と核家族化の傾向を示しています。

年齢別の構成比（年齢不詳人口を含む）は、幼年人口（0～14 歳）は 9.4%、生産年齢人口（15～64 歳）は 54.4%、老年人口（65 歳以上）は 36.3%となっており、神奈川県との構成比 11.8%、62.7%、25.6%に比べ老年人口の割合が高く、少子高齢化が進行しています。

(2)産業

令和 2 年の産業別就業人口の構成比は、第 1 次産業 7.7%（対平成 27 年 1.6%減）、第 2 次産業 28.9%（対平成 27 年 1.0%減）、第 3 次産業 63.4%（対平成 27 年 2.7%増加）となっています。

3 災害履歴

(1)地震被害

大正 12 年の関東大地震においては、死者 24 名、行方不明 21 名のほか、家屋全壊 210 棟、同半壊 319 棟を記録しています。

(2)風水害

本町では、近年では河川の氾濫はないものの、河川の溢水、局所的な浸水が生じています。

4 想定する自然災害

(1) 想定地震

神奈川県地震被害想定調査による想定地震は、11 地震ですが、本町に影響の大きい地震を、下表の 6 つの地震としています。

地震の説明
都心南部直下地震 <ul style="list-style-type: none">首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。なお、県域を超えた広域応援や帰宅困難者対策等、横浜市、川崎市などの都市部が被災した場合に必要な応急対策や復旧・復興対策を検討する必要がある。
神奈川県西部地震 <ul style="list-style-type: none">神奈川県西部を震源域とする地震。
東海地震 <ul style="list-style-type: none">駿河トラフを震源域とする地震。神奈川県地域防災計画（マニュアル・資料）において地震の事前対策について位置付け、また、県内のおおむね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されている。
南海トラフ巨大地震 <ul style="list-style-type: none">南海トラフを震源域とする地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっている。
大正型関東地震 <ul style="list-style-type: none">相模トラフを震源域とする地震。1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としている。
元禄型関東地震（参考地震） <ul style="list-style-type: none">相模トラフから房総半島東側を震源域とする地震。1703 年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震であるが、参考地震として被害量を算出している。

(2)地震の被害想定

本町における被害想定は次のとおりとなっています。

(※被害想定条件：「冬、平日、18時」)

			① 都心南部 直下地震	② 神奈川県 西部地震	③ 東海地震	④ 南海トラ フ巨大地 震	⑤ 大正型 関東地震	⑥ 元禄型 関東地震 (参考)
モーメントマグニチュード		(Mw)	7.3	6.7	8.0	9.0	8.2	8.5
建物被害	全壊棟数	揺れ	(棟) 30	*	0	*	2,290	2,290
		液状化	(棟) 0	0	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊	(棟) *	0	0	0	*	*
		計	(棟) 30	0	0	0	2,290	2,290
	半壊棟数	揺れ	(棟) 360	120	20	90	1,160	1,160
		液状化	(棟) 0	0	0	0	0	0
急傾斜地崩壊		(棟) *	*	0	0	*	*	
計	(棟) 360	120	20	90	1,160	1,160		
火災被害	出火件数	(箇所)	0	0	0	0	*	*
	焼失棟数	(棟)	0	0	0	0	170	170
死傷者数	死者数	揺れ	(人) *	0	0	0	110	110
		急傾斜地崩壊	(人) 0	0	0	0	0	0
		屋外落下物	(人) 0	0	0	0	0	0
		ブロック塀等	(人) 0	0	0	0	0	0
		屋内収容物	(人) 0	0	0	0	*	*
		火災	(人) 0	0	0	0	*	*
		計	(人) *	0	0	0	120	120
	重症者数	揺れ	(人) *	0	0	0	60	60
		急傾斜地崩壊	(人) 0	0	0	0	0	0
		屋外落下物	(人) 0	0	0	0	0	0
		ブロック塀等	(人) 0	0	0	0	0	0
		屋内収容物	(人) 0	0	0	0	*	*
		計	(人) *	0	0	0	70	70
	中等症者数	揺れ	(人) 30	*	*	*	360	360
		急傾斜地崩壊	(人) 0	0	0	0	0	0
		屋外落下物	(人) 0	0	0	0	0	0
		ブロック塀等	(人) 0	0	0	0	*	*
		屋内収容物	(人) *	*	*	*	60	60
		計	(人) 30	10	*	*	420	420
	軽症者数	揺れ	(人) 50	20	*	10	320	320
		急傾斜地崩壊	(人) 0	0	0	0	0	0
		屋外落下物	(人) 0	0	0	0	*	*
		ブロック塀等	(人) 0	0	0	0	*	*
		屋内収容物	(人) *	*	*	*	90	90
計		(人) 50	20	*	20	410	410	

*：わずか（計算上 0.5 以上 1.0 未満）

0：計算上 0.5 未満は 0 として計算

資料：神奈川県地震被害想定調査報告書

			① 都心南部 直下地震	② 神奈川県 西部地震	③ 東海地震	④ 南海トラ フ巨大地 震	⑤ 大正型 関東地震	⑥ 元禄型 関東地震 (参考)
モーメントマグニチュード (Mw)			7.3	6.7	8.0	9.0	8.2	8.5
避難者数	1日目～3日目	避難所 (人)	300	70	10	60	3,730	3,730
		避難所外 (人)	200	40	*	40	2,490	2,490
	4日目～1週間後	避難所 (人)	180	60	10	50	2,840	2,840
		避難所外 (人)	180	60	10	50	2,840	2,840
	1ヶ月後	避難所 (人)	110	30	*	30	1,520	1,520
		避難所外 (人)	260	80	10	70	3,550	3,550
要配慮者	避難者 (高齢者数)	1日目～3日目 (人)	60	10	*	10	670	670
		4日目～1週間後 (人)	40	10	*	10	610	610
		1ヶ月後 (人)	40	10	*	10	550	550
	避難者(要介 護者数)	1日目～3日目 (人)	20	*	*	*	200	200
		4日目～1週間後 (人)	10	*	*	*	180	180
		1ヶ月後 (人)	10	*	*	*	160	160
	断水人口 (高齢者数)	1日目～3日目 (人)	50	0	0	0	870	870
		4日目～1週間後 (人)	0	0	0	0	450	450
		1ヶ月後 (人)	0	0	0	0	0	0
	断水人口 (要介護者 数)	1日目～3日目 (人)	10	0	0	0	250	250
		4日目～1週間後 (人)	0	0	0	0	130	130
		1ヶ月後 (人)	0	0	0	0	0	0
	家屋被害	高齢者数 (人)	70	20	*	20	650	650
		要介護者数 (人)	20	*	*	*	190	190
	帰宅困難者数	直後 (人)	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570
		1日後 (人)	0	0	0	0	1,570	1,570
2日後 (人)		0	0	0	0	1,570	1,570	
自力脱出困難者(要救出者)		(人)	*	0	0	0	240	240
ライフライン	上水道	被害箇所数 (箇所)	*	*	*	*	70	70
		断水人口 (人)	1,690	510	60	450	9,270	9,270
	下水道	被害延長 (km)	*	*	*	*	*	*
		機能支障人口 (人)	250	150	120	150	1,010	1,010
	都市ガス	供給停止件数 (戸)	0	0	0	0	80	80
	LPガス	供給支障数 (戸)	30	0	0	0	70	70
	電力	停電件数 (軒)	10,620	10	0	*	10,620	10,620
	通信	不通回線数 (回線)	2,970	*	0	*	3,000	3,000
携帯電話		×	—	—	—	×	×	
その他	エレベータ停止台数 (台)	10	*	*	*	10	10	
	災害廃棄物量 建物被害 (万 ^ト)	2	*	*	*	41	41	
経済被害	直接被害額 (億円)	120	30	*	20	1,730	1,730	

要配慮者：要介護者：要介護3以上

資料：神奈川県地震被害想定調査報告書

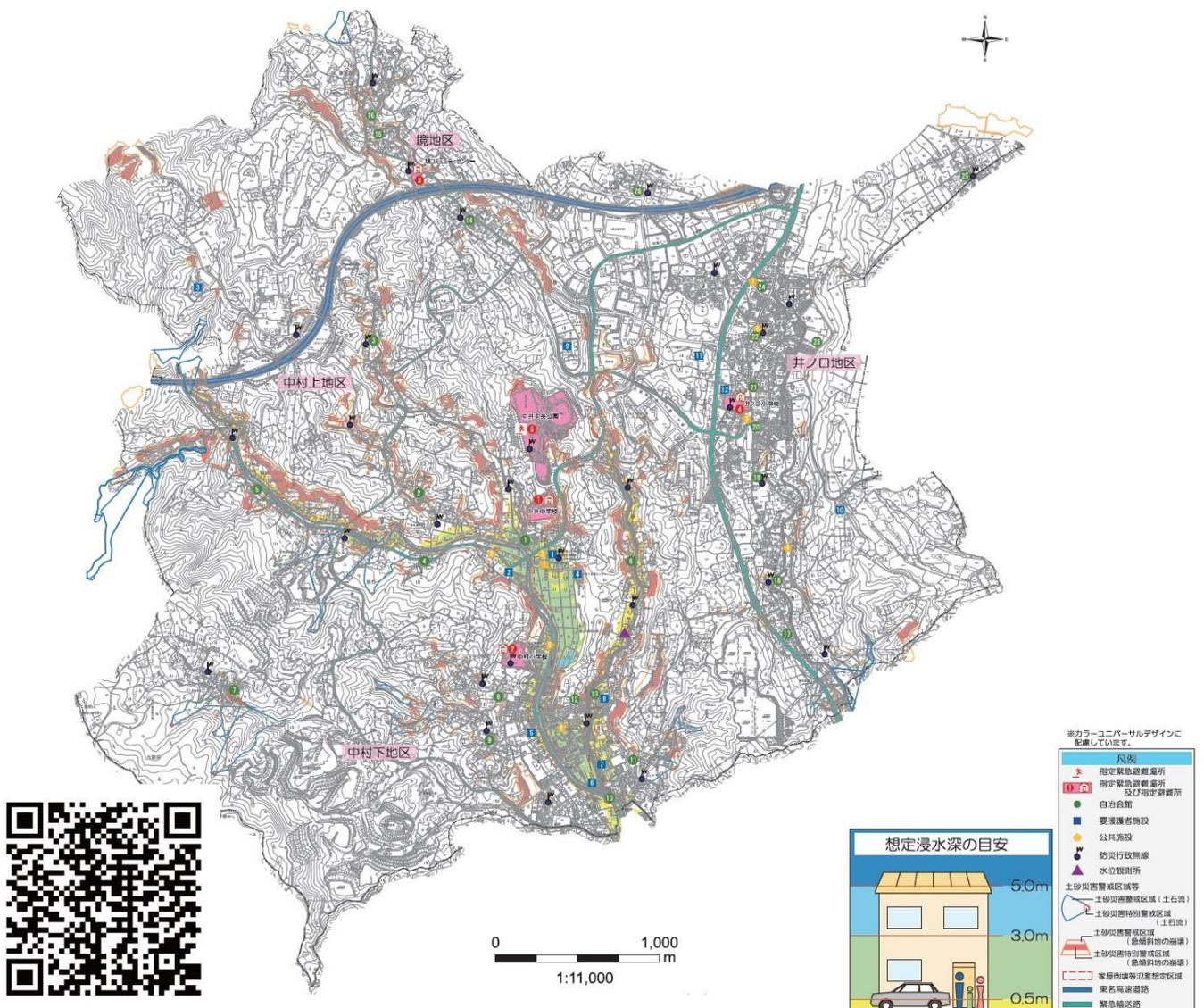
高齢者：75歳以上

携帯電話 ×：非常につながりにくい

(3)想定される風水害(浸水被害・土砂災害)

本町は、台風や梅雨前線、突発的な短時間の集中豪雨などにより風水害（浸水被害・土砂災害）が発生しています。中村川及び藤沢川については、想定し得る最大規模の降雨を対象に浸水想定区域を指定し、洪水ハザードマップを作成しています。中村川及び藤沢川流域の浸水想定区域では、最大で3mを超える想定浸水深が想定されています。また、急傾斜地の崩壊、土石流に対し、土砂災害警戒区域を表示して、災害発生に対する注意を呼び掛けています。

【土砂災害・洪水ハザードマップ】



※QRコードで町のハザードマップを確認できます。

第3章 強靱化の基本的な考え方

1 目標設定

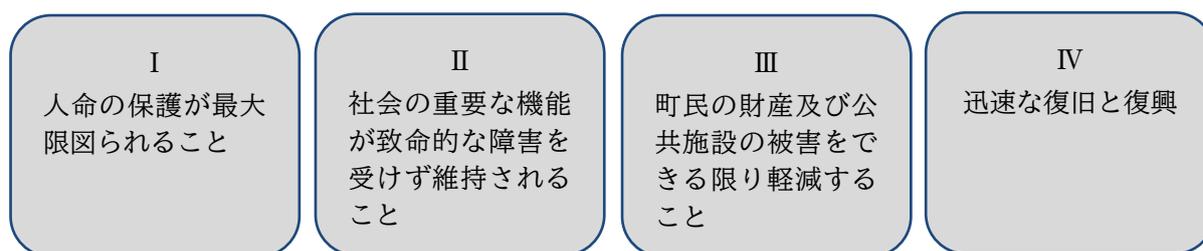
大規模な自然災害等から町民の生命を最大限守ることは、基礎自治体の使命であることから、町民の生活や経済活動を持続させるために、地域の重要な機能の致命的な障害を回避し、町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化することが必要であり、また、仮に被災した場合においても迅速な復旧復興による日常の回復を図る必要があると考えます。

(1)基本目標と事前に備えるべき目標

国及び県の計画を踏まえ、本町の地域強靱化を推進するにあたり、次の4つの基本目標を設定します。

また、基本目標の実現に向けて、本町の地域特性などを踏まえながら、達成すべきより具体的な目標として、8項目の「事前に備えるべき目標」を設定します。

基本目標



事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

本町の強靱化を推進するにあたり、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを、以下の基本的な方針に基づき取り組みます。

1 強靱化に向けた取組姿勢
<ul style="list-style-type: none">○ 本町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から吟味しつつ取り組む。○ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画に取り組む。○ 地域の活力高揚や経済成長にも資する取組とする。
2 適切な施策の組み合わせ
<ul style="list-style-type: none">○ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。○ 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国・県、町と民間が適切に連携及び役割分担して取り組む。○ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。○ 県地震防災戦略や県水防災戦略に基づく取組や感染症との複合災害を見据えた対策を進める。
3 効果的な施策の推進
<ul style="list-style-type: none">○ 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる。○ 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る。○ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
4 地域の特性に応じた施策の推進
<ul style="list-style-type: none">○ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。○ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じるとともに、本町の地域特性（自然、産業等）に応じた施策を推進する。

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図るうえで必要な対策を明らかにするため、大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、重要なプロセスであることから、本町においても、国及び県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施します。

2 想定するリスク

本町の地域特性上、遠くない将来に発生する可能性があると予測されている都心南部直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨等の増加による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、本計画では、大規模自然災害全般を想定リスクとします。

3 起きてはならない最悪の事態の想定(リスクシナリオ)

本町においては、想定する災害リスクから、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる事態として、仮に発生すれば、致命的な影響が生じると考えられる27の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を以下のとおり設定します。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物等の倒壊や火災等による、多数の死傷者の発生
		1-2	土砂災害や風水害(河川の氾濫等)による、多数の死傷者、孤立地区の発生
		1-3	暴風雪等の災害時の避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災現場での救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	避難所等における疾病・感染症等の発生
		2-6	不慣れた避難生活による健康被害、関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による治安の悪化
		3-2	行政の機能不全、情報通信の機能不全
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	防災協定締結組織(会社)の被災による協力体制機能の停止
		5-2	緊急輸送道路網の分断等による支援物資の停滞による甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス、石油、LPガス等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通網の長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	大規模延焼火災等の発生
		7-2	建物倒壊、がけ崩れ等による交通麻痺
		7-3	火山噴火における降灰等による死傷者の発生と土地の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞による復旧の遅れ
		8-2	自治体組織、地域コミュニティの崩壊による復興の遅延
		8-3	広域的な地盤変動等により確定が困難な土地区画等が発生し広域・長期にわたって復興が遅れる事態
		8-4	環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を回避するための施策分野として、次の7つの個別施策分野と1つの横断的分野を設定します。

個別施策分野（7分野）		
①行政機能/警察・消防等	②住宅・市街地・交通・国土保全	③保健医療・福祉
④情報通信	⑤産業・物流・エネルギー	⑥環境・農林水産
⑦土地利用		
横断的分野（1分野）		
①リスクコミュニケーション（関係者の間でリスクに関する情報及び意見を相互に交換すること）		

5 脆弱性評価の結果

本町では、県の実施した国土強靱化に資する施策についての洗い出しを参考に、「起きてはならない最悪の事態」ごとに課題を抽出します。

脆弱性評価の結果は、次のとおりとなっています。

1 直接死を最大限防ぐ
1-1)建物等の倒壊や火災等による、多数の死傷者の発生
脆弱性評価
<p>1 住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策</p> <p>住宅の耐震化については、都市の安全性の向上を図るため、建築物の耐震性の向上を促進することが大変重要な課題であることから、住宅の耐震化を進めるための耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図る必要があります。また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進める必要があります。</p> <p>2 民間大規模建築物の耐震化</p> <p>地震発生時に多くの人々が滞在する可能性がある民間施設の耐震化を進め、外出先などでの地震の揺れによる被害を軽減する必要があります。</p> <p>3 防災拠点となる公共施設等の老朽化対策</p> <p>災害時に応急活動の拠点となる施設等の老朽化対策を進め、被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動を可能にする必要があります。</p> <p>4 建物の不燃化対策</p> <p>東日本大震災における本震による火災のうち、原因が特定されたもののうち過半数が電気関係の出火であり、地震による出火防止には、感震ブレーカー等の設置が効果的であることから、感震ブレーカー等の設置を推進する必要があります。</p> <p>5 計画的な土地利用</p> <p>町域の安全性を高めるため、避難地、避難路及び防災まちづくり拠点等の整備に関し、防災に配慮した、総合的かつ計画的な土地利用を図る必要があります。</p> <p>6 市街地の防災性向上</p> <p>延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制する必要があります。また、大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取組を推進する必要があります。</p>

7 危険を回避した土地利用

自然災害による被害発生の危険を回避した土地利用を促進する必要があります。

8 避難場所の確保・整備

市街地内及びその周辺に公園や緑地・空地の確保を一層進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ることが必要となっています。また、避難場所においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組む必要があります。

9 液状化対策

大規模地震においては、液状化の可能性があることから、町民や事業者の「自助」による取組を推進するために、液状化の可能性がある地域の啓発に努める必要があります。

10 危険物等施設の安全対策

危険物等施設は、取り扱う物質の性質上、地震時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性があるため、その安全性の強化、充実が必要です。

11 町民の防災意識の向上

町民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、こうした防災意識の向上に努める必要があります。

地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要があります。

12 外国人の安全確保対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう、やさしい日本語や多言語による広報を実施し、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行う必要があります。

13 防災教育の充実

災害発生の仕組み、災害時の危険、正しい備え、安全で適切な行動の仕方等、児童生徒が安全な避難ができるよう、防災教育の一層の充実を図る必要があります。

14 ハザードマップによる啓発

ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発し、町民の防災意識の向上を高め、避難行動につなげる必要があります。

15 シェイクアウト訓練の実施

自らのいのちを守る意識の高揚を図り、地震発生時の的確な安全確保行動等の普及を進める必要があります。

16 住民参加の防災訓練の実施

災害が発生した後、人命の救助・救急活動や、初期消火活動など、自分や周囲の人々のいのちを守る行動を迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から備えておくことが重要です。そのため、行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も防災訓練を実施・経験してもらうことで、地域の災害対応力の向上を図る必要があります。

17 関係機関との連携による防災訓練の実施

医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図っておく必要があります。

防災におけるデジタル化の進展、広域避難などの制度化、感染症との複合災害への対応など、新たな課題や状況の変化に対応した訓練の充実が必要です。

18 地域特性に応じた訓練の実施

様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、町、県、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図る必要があります。

19 消防団・自主防災組織の強化

大規模災害発生時においては、公助による応急活動に限界があることから、地域の防災力の向上を図る必要があります。

高齢化の進展、就労環境の変化などを踏まえ、地域の防災の担い手の育成、確保に取り組む必要があります。

20 避難所の確保・整備

災害発生時又は災害発生の恐れがある場合における広域一時滞在及び広域避難の実施に向けた体制を整備する必要があります。

21 多数の者が利用する施設の安全確保

不特定多数の者が利用する都市施設等の施設について、地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進める必要があります。

22 社会福祉施設の防災対策

社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保する必要があります。

23 要配慮者等への支援

高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保する必要があります。

24 学校の防災体制の整備

児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する必要があります。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく確かな判断及び指導ができるよう体制の整備を図る必要があります。

25 文化財所有者・管理者の防災対策

災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進める必要があります。

26 被災者支援の充実強化

改正災害救助法を踏まえた災害救助の実施体制や、被災者の生活再建に向けた支援体制の強化により、被災者支援の充実強化を進める必要があります。

1 直接死を最大限防ぐ

1-2)土砂災害や風水害(河川の氾濫等)による、多数の死傷者、孤立地区の発生

脆弱性評価

27 土砂災害対策

豪雨や地震によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害等による被害を軽減するため、県と連携し土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の安全化を促進する必要があります。

28 治山対策

土砂災害等の山地災害を未然に防止するために、治山施設を整備する必要があります。

29 治水対策

気候変動による集中豪雨などが頻発する状況の中、土地利用に当たっても、治水施設設備とともに、河川流域において適正な保水・遊水機能を持たせることが必要であり、河川管理者が主体となっていく治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策への転換が必要です。

30 河川改修

早急に改修を必要とする中小河川については、1時間あたり 50mm～60mmの降雨相当の計画規模を当面の目標として治水対策を確認・検討する必要があります。

31 排水施設の整備

浸水防止対策の整備を促進していく必要があります。

32 河川管理施設の整備

時間の経過とともに河川管理施設の老朽化が進み、風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、維持管理を強化する必要があります。

33 農業用施設等の整備

農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の安全性をより一層向上する必要があります。

34 町民等への情報発信体制の整備

町民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行う必要があります。防災におけるAIやデジタル技術の進展の動向を踏まえた対策が必要です。

35 災害情報の収集・伝達体制の整備

災害発生時に、確実な情報を入手し、迅速に救助・救急活動や消火活動を実施するため、県と町、国、消防機関、医療機関などの相互の情報収集・情報伝達手段の整備を進める必要があります。
防災におけるAIやデジタル技術の進展の動向を踏まえた対策が必要です。

36 避難所の生活環境及び運営体制の整備

避難所での生活環境を良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮する必要があります。
在宅避難や車中泊等の避難所外避難への対応、感染症まん延期における感染対策に配慮した避難所運営に対する支援が必要です。

37 火山災害対策

火山の噴火による降灰に対し、迅速な除灰を行うため、県と連携した火山災害対策を進める必要があります。

5 計画的な土地利用

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

6 市街地の防災性向上

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

7 危険を回避した土地利用

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

14 ハザードマップによる啓発

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

20 避難所の確保・整備

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

21 多数の者が利用する施設の安全確保

(再掲。評価結果は1-1に記載。)

1 直接死を最大限防ぐ

1-3) 暴風雪等の災害時の避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生

脆弱性評価

38 道路・橋りょう等の整備

道路等のネットワークは町民の活動や物流に様々な影響をもたらす可能性があるため、道路や橋りょう等について、耐震化や多重性の確保を進める必要があります。

39 実践的な訓練の実施

複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。
感染症の拡大やデジタル技術の進展、広域避難の制度化等、政策環境の変化に対応した訓練が必要です。

40 孤立化対策の推進

大規模災害により孤立地域が発生した場合に備えて、近隣市町と連携して孤立化対策に取り組む必要があります。

41 帰宅困難者対策の推進

町民や事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行う必要があります。
従業員の出勤時・帰宅時の対応ルールなど企業における対策強化が必要です。

42 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、自治体等による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を推進する必要があります。
県や民間団体と連携し、物資の調達、輸送、保管等の物資の受援体制の強化が必要です。

<p>43 雪害に対する安全性の確保 大雪等に伴う都市機能の阻害などの雪害について、ライフライン施設等の機能の確保を図る必要があります。</p> <p>13 防災教育の充実 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)</p> <p>14 ハザードマップによる啓発 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)</p> <p>17 関係機関との連携による防災訓練の実施 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)</p>
--

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価

<p>44 水道施設の耐震化及び給水体制の確保 阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、ライフライン施設に甚大な被害が発生したため、上水道の安全性のより一層の向上を図る必要があります。</p> <p>45 発電設備の管理 電力の安定供給確保のため、発電設備の計画的な維持管理を行う必要があります。</p> <p>46 医薬品・医療機器等の整備 医薬品・医療機器等の備蓄等により災害時医療機能を充実する必要があります。</p> <p>47 広域応援体制の強化 広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る必要があります。</p> <p>48 燃料の確保 大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進める必要があります。</p> <p>11 町民の防災意識の向上 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)</p> <p>23 要配慮者等への支援 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)</p> <p>24 学校の防災体制の整備 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)</p> <p>42 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保 (再掲。評価結果は 1-3 に記載。)</p>
--

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2)自衛隊、警察、消防等の被災現場での救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

<p>49 救助・救急体制の充実 大規模災害が発生した際、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、救助・救急活動に係る資機材等の充実を進める必要があります。</p> <p>50 消防の広域化 住民の生命、身体、財産を守るという消防の責務を十分に果たすためには、小田原消防本部との連携を強化するとともに、消防の広域化により、消防力の一層の充実強化を図る必要があります。</p>

<p>17 関係機関との連携による防災訓練の実施 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)</p> <p>47 広域応援体制の強化 (再掲。評価結果は 2-1 に記載。)</p>
--

<p>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>
<p>2-3)想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱</p>
<p style="text-align: center;">脆弱性評価</p>
<p>11 町民の防災意識の向上 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)</p> <p>41 帰宅困難者対策の推進 (再掲。評価結果は 1-3 に記載。)</p> <p>42 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保 (再掲。評価結果は 1-3 に記載。)</p>

<p>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>
<p>2-4)医療施設及び関係者の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>
<p style="text-align: center;">脆弱性評価</p>
<p>51 町民の救護能力の向上 大規模災害により多くの傷病者が発生した場合、医療機関だけでは十分な医療を提供できない事態も想定されるため、地域住民の救護能力の向上を図る必要があります。</p> <p>52 災害時医療救護体制の整備 大規模災害により多くの傷病者が発生した場合、医療の需要が増大する一方、病院施設や医療関係者の被災、ライフラインや交通の途絶、燃料や搬送車両の不足などの事態も起こりかねないため、災害時における医療救護体制を整備する必要があります。</p> <p>53 道路啓開・交通規制体制の整備 道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化する必要があります。</p> <p>3 防災拠点となる公共施設等の老朽化対策 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)</p> <p>17 関係機関との連携による防災訓練の実施 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)</p> <p>38 道路・橋りょう等の整備 (再掲。評価結果は 1-3 に記載。)</p> <p>46 医薬品・医療機器等の整備 (再掲。評価結果は 2-1 に記載。)</p> <p>47 広域応援体制の強化 (再掲。評価結果は 2-1 に記載。)</p> <p>48 燃料の確保 (再掲。評価結果は 2-1 に記載。)</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5) 避難所等における疾病・感染症等の発生

脆弱性評価

54 防疫体制の整備

感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、迅速な防疫活動、保健活動等を実施する必要があります。

感染症のまん延に備え、町等関係機関による自宅療養者に関する情報共有、療養施設への搬送を行う体制整備が必要です。

55 広域火葬体制の強化

大規模災害により、町が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制を強化する必要があります。

52 災害時医療救護体制の整備

(再掲。評価結果は 2-4 に記載。)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6) 不慣れな避難生活による健康被害、関連死の発生

脆弱性評価

56 応急仮設住宅の迅速・的確な提供

応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進める必要があります。

57 ペット対策

大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策を行う必要があります。

避難所におけるペットの受け入れ、取り扱い等における対策を行う必要があります。

12 外国人の安全確保対策

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

20 避難所の確保・整備

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

36 避難所の生活環境及び運営体制の整備

(再掲。評価結果は 1-2 に記載。)

42 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

(再掲。評価結果は 1-3 に記載。)

45 発電設備の管理

(再掲。評価結果は 2-1 に記載。)

46 医薬品・医療機器等の整備

(再掲。評価結果は 2-1 に記載。)

52 災害時医療救護体制の整備

(再掲。評価結果は 2-4 に記載。)

54 防疫体制の整備

(再掲。評価結果は 2-5 に記載。)

3 必要不可欠な行政機能は確保する
3-1)被災による治安の悪化
脆弱性評価
17 関係機関との連携による防災訓練の実施 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

3 必要不可欠な行政機能は確保する
3-2)行政の機能不全、情報通信の機能不全
脆弱性評価
58 災害対策本部の機能強化 地震による被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の活動体制や組織体制の強化を進める必要があります。
59 業務継続体制の確保 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の見直しなどにより、業務継続性の確保を図る必要があります。
60 復興対策マニュアルの整備 事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、被災時の計画的な復興の推進に取り組む必要があります。
3 防災拠点となる公共施設等の耐震化 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)
24 学校の防災体制の整備 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)
39 実践的な訓練の実施 (再掲。評価結果は 1-3 に記載。)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
4-1)防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
脆弱性評価
61 避難に係る情報伝達体制の整備 住民等の迅速かつ適切な避難行動を支えるために、避難情報の伝達体制の整備、伝達手段の多重化等を進める必要があります。
62 輻輳への対策 輻輳（電話が繋がりにくい状況）対策として、NTT東日本は災害用伝言ダイヤル「171」等を運用し、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板を提供しますが、その活用について周知する必要があります。
63 被災者支援に関する情報システムの構築 町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図る必要があります。
11 町民の防災意識の向上 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)
12 外国人の安全確保対策 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)
16 住民参加の防災訓練の実施 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

<p>19 消防団・自主防災組織の強化 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)</p> <p>34 町民等への情報発信体制の整備 (再掲。評価結果は 1-2 に記載。)</p> <p>35 災害情報の収集・伝達体制の整備 (再掲。評価結果は 1-2 に記載。)</p> <p>43 雪害に対する安全性の確保 (再掲。評価結果は 1-3 に記載。)</p>

5 経済活動を機能不全に陥らせない
5-1)防災協定締結組織(会社)の被災による協力体制機能の停止
脆弱性評価
<p>64 企業の防災体制の確立 災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行う必要があります。</p> <p>48 燃料の確保 (再掲。評価結果は 2-1 に記載。)</p>

5 経済活動を機能不全に陥らせない
5-2)緊急輸送道路網の分断等による支援物資の停滞による甚大な影響
脆弱性評価
<p>27 土砂災害対策 (再掲。評価結果は 1-2 に記載。)</p> <p>28 治山対策 (再掲。評価結果は 1-2 に記載。)</p> <p>38 道路・橋りょう等の整備 (再掲。評価結果は 1-3 に記載。)</p> <p>42 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保 (再掲。評価結果は 1-3 に記載。)</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6-1)電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス、石油、LP ガス等の長期間にわたる機能の停止
脆弱性評価
<p>65 非常時のガス供給体制の整備 ガスの応急復旧については事業者と連携し、体制の確保などの対策を進めます。</p> <p>66 自立・分散型エネルギーの導入促進 エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要があります。</p> <p>45 発電設備の管理 (再掲。評価結果は 2-1 に記載。)</p>

64 企業の防災体制の確立

(再掲。評価結果は 5-1 に記載。)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価

42 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

(再掲。評価結果は 1-3 に記載。)

44 水道施設の耐震化及び給水体制の確保

(再掲。評価結果は 2-1 に記載。)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

67 汚水処理機能の確保

下水道区域は下水道管路の耐震化により、安全性の確保する必要があります。

浄化槽区域は、災害に強い合併処理浄化槽への転換する必要があります。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4) 交通網の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

68 信号機等の安全性の確保

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、災害に強い交通安全施設等の整備を推進する必要があります。

27 土砂災害対策

(再掲。評価結果は 1-2 に記載。)

28 治山対策

(再掲。評価結果は 1-2 に記載。)

38 道路・橋りょう等の整備

(再掲。評価結果は 1-3 に記載。)

39 実践的な訓練の実施

(再掲。評価結果は 1-3 に記載。)

40 孤立化対策の推進

(再掲。評価結果は 1-3 に記載。)

53 道路啓開・交通規制体制の整備

(再掲。評価結果は 2-4 に記載。)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-5)防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価

- 11 町民の防災意識の向上
(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)
- 34 町民等への情報発信体制の整備
(再掲。評価結果は 1-2 に記載。)
- 35 災害情報の収集・伝達体制の整備
(再掲。評価結果は 1-2 に記載。)
- 42 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保
(再掲。評価結果は 1-3 に記載。)
- 47 広域応援体制の強化
(再掲。評価結果は 2-1 に記載。)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1)大規模延焼火災等の発生

脆弱性評価

- 4 建物の不燃化対策
(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)
- 6 市街地の防災性向上
(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)
- 11 町民の防災意識の向上
(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)
- 19 消防団・自主防災組織の強化
(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)
- 25 文化財所有者・管理者の防災対策
(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)
- 47 広域応援体制の強化
(再掲。評価結果は 2-1 に記載。)
- 50 消防の広域化
(再掲。評価結果は 2-2 に記載。)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2)建物倒壊、がけ崩れ等による交通麻痺

脆弱性評価

69 応急危険度判定等の体制整備

県と連携し、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士、判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備を今後さらに充実する必要があります。

1 住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

2 民間大規模建築物の耐震化

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

8 避難場所の確保・整備

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

53 道路啓開・交通規制体制の整備

(再掲。評価結果は 2-4 に記載。)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3)火山噴火における降灰等による死傷者の発生と土地の荒廃

脆弱性評価

70 森林の機能維持

水源地域においては、私有林の公的管理を進めるとともに、広葉樹との混交林や複層林など多彩な森林づくりを進め、山地災害に強い森林をつくる必要があります。

10 危険物等施設の安全対策

(再掲。評価結果は 1-1 に記載。)

28 治山対策

(再掲。評価結果は 1-2 に記載。)

32 河川管理施設の整備

(再掲。評価結果は 1-2 に記載。)

33 農業用施設等の整備

(再掲。評価結果は 1-2 に記載。)

37 火山災害対策

(再掲。評価結果は 1-2 に記載。)

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理停滞による復旧の遅れ
脆弱性評価
<p>71 災害廃棄物の処理体制の整備</p> <p>想定する地震等災害が発生した場合においても、大量の災害廃棄物の発生が予想されることから、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための仕組みづくりを進める必要があります。</p>

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
8-2)自治体組織、地域コミュニティの崩壊による復興の遅延
脆弱性評価
<p>11 町民の防災意識の向上 (再掲。評価結果は 1-1 に記載。)</p> <p>60 復興対策マニュアルの整備 (再掲。評価結果は 3-2 に記載。)</p>

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
8-3)広域的な地盤変動等により確定が困難な土地区画等が発生し広域・長期にわたって復興が遅れる事態
脆弱性評価
<p>72 地籍調査の促進 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を着実に推進する必要があります。</p> <p>30 河川改修 (再掲。評価結果は 1-2 に記載。)</p> <p>31 排水施設の整備 (再掲。評価結果は 1-2 に記載。)</p>

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
8-4)環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による文化の衰退・損失
脆弱性評価
<p>73 災害救援ボランティア活動の充実強化 ボランティアの迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行う必要があります。</p> <p>74 被災者相談の実施体制の整備 地震発生直後の混乱期から復旧・復興が進む時期に至るまで、行方不明者のことや生活復興に関すること、事業の再興に関することなど、町民から多種多様な相談・要望等が寄せられることが想定されることから、相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を進める必要があります。</p>

<p>11 町民の防災意識の向上 （再掲。評価結果は 1-1 に記載。）</p> <p>13 防災教育の充実 （再掲。評価結果は 1-1 に記載。）</p> <p>19 消防団・自主防災組織の強化 （再掲。評価結果は 1-1 に記載。）</p> <p>23 要配慮者等への支援 （再掲。評価結果は 1-1 に記載。）</p> <p>25 文化財所有者・管理者の防災対策 （再掲。評価結果は 1-1 に記載。）</p> <p>60 復興対策マニュアルの整備 （再掲。評価結果は 3-2 に記載。）</p>

<p>8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>
<p>8-5)事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>
<p style="text-align: center;">脆弱性評価</p>
<p>5 計画的な土地利用 （再掲。評価結果は 1-1 に記載。）</p> <p>60 復興対策マニュアルの整備 （再掲。評価結果は 3-2 に記載。）</p> <p>72 地籍調査の促進 （再掲。評価結果は 8-3 に記載。）</p>

第5章 強靱化の推進方針

本章は、第4章「5 脆弱性評価の結果」を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するための推進方針を県の今後の施策と連携を図りながら、基本目標及びリスクシナリオごとに整理します。

洗い出しにより整理した「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各施策については、関連する施策分野を表示するとともに、施策の推進方針及び主な取組を記載し、数値目標が設定可能なものには「重要業績指標」（KPI）を設定します。

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策及び施策分野の関係（全体）

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
1	住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策	○	○						○
2	民間大規模建築物の耐震化		○						○
3	防災拠点となる公共施設等の老朽化対策	○	○	○					○
4	建物の不燃化対策		○						○
5	計画的な土地利用		○				○	○	
6	市街地の防災性向上		○						
7	危険を回避した土地利用							○	
8	避難場所の確保・整備	○	○				○		
9	液状化対策	○							○
10	危険物等施設の安全対策	○				○			○
11	町民の防災意識の向上								○
12	外国人の安全確保対策	○			○				○
13	防災教育の充実								○
14	ハザードマップによる啓発								○
15	シェイクアウト訓練の実施								○
16	住民参加の防災訓練の実施								○
17	関係機関との連携による防災訓練の実施	○		○					○
18	地域特性に応じた訓練の実施	○							
19	消防団・自主防災組織の強化	○							○
20	避難所の確保・整備	○	○						○
21	多数の者が利用する施設の安全確保	○							○
22	社会福祉施設の防災対策			○					
23	要配慮者等への支援	○		○					○
24	学校の防災体制の整備	○	○						○
25	文化財所有者・管理者の防災対策	○	○						○
26	被災者支援の充実強化	○				○			○
27	土砂災害対策		○						
28	治山対策						○		
29	治水対策		○						
30	河川改修		○						
31	排水施設の整備		○						
32	河川管理施設の整備		○						
33	農業用施設等の整備						○		
34	町民等への情報発信体制の整備	○			○				○
35	災害情報の収集・伝達体制の整備	○			○				

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
36	避難所の生活環境及び運営体制の整備	○		○					
37	火山災害対策	○	○						○
38	道路・橋りょう等の整備		○						
39	実践的な訓練の実施	○							
40	孤立化対策の推進	○							
41	帰宅困難者対策の推進	○				○			○
42	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	○				○	○		○
43	雪害に対する安全性の確保		○						
44	水道施設の耐震化及び給水体制の確保		○						
45	発電設備の管理	○							
46	医薬品・医療機器等の整備			○	○				
47	広域応援体制の強化	○							○
48	燃料の確保					○			
49	救助・救急体制の充実	○							
50	消防の広域化	○							
51	町民の救護能力の向上			○					
52	災害時医療救護体制の整備			○	○				
53	道路啓開・交通規制体制の整備	○	○						○
54	防疫体制の整備			○					○
55	広域火葬体制の強化			○					
56	応急仮設住宅の迅速・的確な提供	○	○	○					
57	ペット対策	○							○
58	災害対策本部の機能強化	○			○				○
59	業務継続体制の確保	○							
60	復興対策マニュアルの整備	○							
61	避難に係る情報伝達体制の整備	○			○		○		
62	輻輳への対策								○
63	被災者支援に関する情報システムの構築	○			○				
64	企業の防災体制の確立					○			○
65	非常時のガス供給体制の整備					○			
66	自立・分散型エネルギーの導入促進					○			
67	汚水処理機能の確保		○						
68	信号機等の安全性の確保	○			○				
69	応急危険度判定等の体制整備	○							
70	森林の機能維持						○		
71	災害廃棄物の処理体制の整備						○		
72	地籍調査の促進		○						
73	災害救援ボランティア活動の充実強化	○			○				○
74	被災者相談の実施体制の整備								○

■事前に備えるべき目標■

1 直接死を最大限防ぐ

◇起きてはならない最悪の事態◇

1-1 建物等の倒壊や火災等による、多数の死傷者の発生

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
1	住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策	○	○						○
2	民間大規模建築物の耐震化		○						○
3	防災拠点となる公共施設等の老朽化対策	○	○	○					○
4	建物の不燃化対策		○						○
5	計画的な土地利用		○				○	○	
6	市街地の防災性向上		○						
7	危険を回避した土地利用							○	
8	避難場所の確保・整備	○	○				○		
9	液状化対策	○							○
10	危険物等施設の安全対策	○				○			○
11	町民の防災意識の向上								○
12	外国人の安全確保対策	○			○				○
13	防災教育の充実								○
14	ハザードマップによる啓発								○
15	シェイクアウト訓練の実施								○
16	住民参加の防災訓練の実施								○
17	関係機関との連携による防災訓練の実施	○		○					○
18	地域特性に応じた訓練の実施	○							
19	消防団・自主防災組織の強化	○							○
20	避難所の確保・整備	○	○						○
21	多数の者が利用する施設の安全確保	○							○
22	社会福祉施設の防災対策			○					
23	要配慮者等への支援	○		○					○
24	学校の防災体制の整備	○	○						○
25	文化財所有者・管理者の防災対策	○	○						○
26	被災者支援の充実強化	○				○			○

施 策 名		
I 住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策		
推 進 方 針		
住宅の耐震化について、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図ります。また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修、パンフレットの配布等を活用し、家具・家電の転倒防止対策等の普及・啓発に努めます。 ・木造住宅の耐震診断、耐震改修への補助金制度の啓発を行い、耐震化の促進を図ります。 ・町内に点在する空き家による二次災害等への対策として、空家特措法に基づく空き家等対策計画の策定に向けた検討を行うとともに、対策を講じます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
・耐震診断率	R3=72%	R7=95%

施 策 名		
2 民間大規模建築物の耐震化		
推 進 方 針		
地震発生時に多くの人が滞在する可能性がある民間施設の耐震化を進め、外出先などでの地震の揺れによる被害軽減を図ります。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が利用する建築物の所有者に対する耐震診断、耐震改修の指導・助言や普及・啓発について、県と協力して、耐震化の取り組みを推進します。 ・不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
3 防災拠点となる公共施設等の老朽化対策		
推 進 方 針		
被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動が可能となるよう、災害時に応急活動の拠点となる施設等の老朽化対策を進めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の学習、生活の場であるとともに、災害時には児童・生徒たちの命を守り、また、避難所となる学校施設の長寿命化改修等を含む老朽化対策、防災機能の強化を推進します。 ・防災拠点となる公共施設等については、「中井町公共施設等総合管理計画」及び「中井町公共施設長寿命化計画」に基づき、計画的に改修・更新を進めます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
4 建物の不燃化対策		
推 進 方 針		
地震による火事を防止するため、感震ブレーカー等の設置を推進します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカーの設置を普及・啓発します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
5 計画的な土地利用		
推 進 方 針		
町域の安全性を高めるため、避難地、避難路及び防災まちづくり拠点等の整備に関し、防災に配慮した、総合的かつ計画的な土地利用を促進します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携し災害リスクに配慮した規制制度を活用して新たな土地利用への対策に取り組みます。 ・ 条例に基づき、盛土、切土の適正処理を指導し安全性のある土地利用を促進します。 ・ 避難場所や救護活動拠点としての機能を確保し、延焼防止、遅延となる緩衝地帯としての公園の適切な維持管理を推進します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
6 市街地の防災性向上		
推 進 方 針		
延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制します。また、大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取組を推進します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃え広がりにくい市街地形成や治水対策の推進を図ります。 ・ 土砂災害や水害、延焼火災が懸念される区域について啓発に努めます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
7 危険を回避した土地利用		
自然災害による被害発生の危険を回避した土地利用を促進します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震等の被害が想定される区域など、災害に関する情報を町民に提供し、周知を図るとともに、県と連携して法に基づく規制制度などを活用して、自然災害による被害発生の危険を回避した土地利用を促進します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
8 避難場所の確保・整備		
推 進 方 針		
市街地内及びその周辺に公園や緑地・空地の確保を一層進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図っていきます。また、避難場所においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組みます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所におけるバリアフリー化の取り組みを推進します。 ・防災関係機関、地域住民等と連携し、避難誘導や避難者の避難所での受入などについて防災訓練の実施により、災害に強い地域づくりに取り組みます。 ・各地区の一時避難場所から指定避難場所（避難所）にいたる範囲において、危険箇所の確認などにより、安全な避難について取り組みます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
9 液状化対策		
推 進 方 針		
大規模地震においては、液状化の可能性があることから、町民や事業者の「自助」による取組を推進するために、液状化の可能性がある地域の啓発に努めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ（e-かなマップ）掲載の、液状化の危険度や土地履歴情報（明治期の地形図）について、防災講話等を活用して町民に周知し、危険度の共有を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
10 危険物等施設の安全対策		
推 進 方 針		
危険物等施設について、安全管理対策の拡充を進めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施など、必要な対策を講じるよう指導します。 ・公共施設の地下タンク等の危険物等施設については、定期点検等により安全の確保に努めます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
11 町民の防災意識の向上		
推 進 方 針		
「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解の促進に努めるなど、町民の防災意識の向上に努め、「自助」「共助」の取組を推進します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練の他、各種訓練及び自主防災組織リーダー等の育成を通じ、各地域の防災に対する意識と知識の高揚に努めます。 ・町民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベータにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、感震ブレーカーの設置、風呂への水の確保、自動車へのこまめな満タン給油、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。 ・住民や施設管理者等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、「マイ・タイムライン」等、避難計画の作成を促進します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
12 外国人の安全確保対策		
推 進 方 針		
やさしい日本語や多言語による広報を実施し、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行います。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人のための防災対策をさらに促進するため、国際交流事業と協力した支援の構築に努めます。 ・防災に関する情報を、やさしい日本語や多言語に翻訳して外国人を支援します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
13 防災教育の充実		
推 進 方 針		
学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図るなど、防災教育の一層の充実を図ります。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・各学校に対し、町及び地区等で行われる防災訓練への参加呼びかけ及び小学校社会科授業での防災講話の実施など、防災教育の充実を図ります。 ・大規模地震の発生を想定した町内一斉引き取り訓練を実施することで、教職員が幼児・児童・生徒を安全に保護者へ引き渡す方法や対応等を、実践を通して身に付けられるようにします。 ・各学校での定期的な避難訓練、特別活動や総合的な学習の時間での防災学習を通し、児童・生徒の防災意識を高めたり、安全・防災に関する資質・能力を育成したりする工夫を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
14 ハザードマップによる啓発		
推 進 方 針		
ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発し、町民の防災意識の向上を高め、避難行動につなげていきます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの作成・配布により防災意識の高揚を図るとともに、防災講座により土地の危険箇所、避難の重要性について周知し、避難行動につなげていきます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
15 シェイクアウト訓練の実施		
推 進 方 針		
自らのいのちを守る意識の高揚を図り、地震に限らず災害発生時の的確な安全確保行動等の普及を進めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・町民、事業者、行政機関等に広く参加を呼びかけ、「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動）」を行います。 ・各種防災訓練、防災講座等により安全確保行動について普及を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
16 住民参加の防災訓練の実施		
推 進 方 針		
行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も参加する防災訓練を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民参加による防災訓練を実施し、平常時から地域の防災意識や連帯意識の高揚を図り、自助・共助の役割を明確化して避難行動の習熟に努めます。 ・ 防災資機材の取り扱いについて習熟に努めます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
17 関係機関との連携による防災訓練の実施		
推 進 方 針		
医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図ります。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携訓練等を行い、地震災害に対する体制及び連携の強化、対応力の向上を図ります。 ・ 各種防災訓練を通じ、県及び近隣自治体、医師会、薬剤師会等の関係機関との連携を図り、より実効性の高い防災対応について環境の変化などを踏まえつつ実施します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
18 地域特性に応じた訓練の実施		
推 進 方 針		
様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、市町村、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図ります。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携した防災訓練を実施して、防災力の向上を図ります。 ・ 自主防災組織等リーダーの育成、自主防災会の行う防災訓練を支援し、自主防災会の強化を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
19 消防団・自主防災組織の強化		
推 進 方 針		
地域の防災力の向上を図るため、地域の防災の担い手の育成、確保に取り組むとともに、消防団及び自主防災組織の強化を図ります。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員が消火・救助・救急に係る知識・技術を習得できるよう、消防団員に対する教育訓練を行います。 ・自主防災組織リーダー等を対象に研修を行い、防災に関する知識、技術を習得させるとともに、防災意識の向上や防災行動力の強化を図ります。 ・自主防災組織の活動への積極的な参加を促すとともに、自主防災組織リーダー等への女性の参画を促すため、普及・啓発を実施します。 ・消防団の加入促進のため、「消防団応援の店」制度を推進するなどの啓発活動を行います。 ・自主防災組織の活動、就労環境の変化に対応した消防団員の確保の促進等について、継続的に検討を進めます。 ・消防団の施設・資機材について適切に整備するとともに訓練等の充実を図り、消防団力の維持・強化を図ります。 ・自主防災会の行う防災資機材の整備・管理等について支援し、自主防災会の強化を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
20 避難所の確保・整備		
推 進 方 針		
災害発生時又は災害発生の恐れがある場合における広域一時滞在及び広域避難の実施に向けた体制整備に努めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所のバリアフリー化に努めます。 ・民間企業との協定など、避難所の確保に努めます。 ・大規模災害時に、指定避難所の確保が困難となるおそれがある場合や二次災害発生の危険がある場合に備え、市町村域を超えた広域的な避難及び広域一時滞在の支援ができるよう、県・近隣自治体と共同して体制の整備を図ります。 ・大規模風水害等の災害時に円滑な広域避難等が行えるよう、他の地方公共団体等との応援協定を締結するなど、避難所対策の強化を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
21 多数の者が利用する施設の安全確保		
推 進 方 針		
不特定多数の者が利用する都市施設等について、地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進めます。		
主 な 取 組		
・施設の管理者に対し、安全確保対策について、安全確保・避難訓練等の実施による防災対策を促すとともに、日頃からの連携に努めます。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
22 社会福祉施設の防災対策		
推 進 方 針		
社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保します。		
主 な 取 組		
・緊急連絡体制の確保や地域住民等との連携に努め、必要な情報共有を図ります。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
23 要配慮者等への支援		
推 進 方 針		
高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や放課後児童クラブにおける児童の安全確保等のため、災害時の対応や保護者との情報共有の取組を促進します。 ・設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するため、災害時の協定を促進します。 ・避難行動要支援者を把握し、民生委員・児童委員や各地域、関係機関で支援できる体制の構築を推進します。 ・自力で避難することが困難な人をはじめとする避難行動要支援者などの安全を確保するため、福祉及び防災関係機関と関係団体、地域などが連携し、的確かつ迅速に取り組んでいけるよう、総合的な支援体制づくりを進めます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
24 学校の防災体制の整備		
推 進 方 針		
児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保します。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図ります。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定めます。 ・教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。 ・通学路交通安全プログラムに基づき、継続的に通学路の安全を確保するため、定期的に安全点検を実施し、児童・生徒が安全に通学できるよう努めます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
25 文化財所有者・管理者の防災対策		
推 進 方 針		
災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等の減災・防災意識の向上を図るとともに、災害発生時の文化財の喪失、破損、また、破損による二次災害等を防ぐため、関係機関と連携し文化財の保護に取り組みます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
26 被災者支援の充実強化		
推 進 方 針		
改正災害救助法を踏まえた災害救助の実施体制や、被災者の生活再建に向けた支援体制の強化により、被災者支援の充実強化を進めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の県との連携、迅速な情報共有により被災者支援体制の強化を図ります。 ・災害発生後の緊急支払等、迅速な対応に努めます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

◇起きてはならない最悪の事態◇

1-2 土砂災害や風水害(河川の氾濫等)による、多数の死傷者、孤立地区の発生

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
5	計画的な土地利用		○				○	○	
6	市街地の防災性向上		○						
7	危険を回避した土地利用							○	
14	ハザードマップによる啓発								○
20	避難所の確保・整備	○	○						○
21	多数の者が利用する施設の安全確保	○							○

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
27	土砂災害対策		○						
28	治山対策						○		
29	治水対策		○						
30	河川改修		○						
31	排水施設の整備		○						
32	河川管理施設の整備		○						
33	農業用施設等の整備						○		
34	町民等への情報発信体制の整備	○			○				○
35	災害情報の収集・伝達体制の整備	○			○				
36	避難所の生活環境及び運営体制の整備	○		○					
37	火山災害対策	○	○						○

施 策 名	
5	計画的な土地利用 (再掲 推進方針は1-1に掲載)
6	市街地の防災性向上 (再掲 推進方針は1-1に掲載)
7	危険を回避した土地利用 (再掲 推進方針は1-1に掲載)
14	ハザードマップによる啓発 (再掲 推進方針は1-1に掲載)
20	避難所の確保・整備 (再掲 推進方針は1-1に掲載)
21	多数の者が利用する施設の安全確保 (再掲 推進方針は1-1に掲載)

施 策 名	
27	土砂災害対策
推 進 方 針	
豪雨や地震によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害に備えるため、県と連携した土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の安全化を計画的に推進します。	
主 な 取 組	
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊、地すべり等防止のための整備を行います。 ・急傾斜地崩壊対策として「斜面崩壊防止センサー」設置などについて検討を進め、災害対策におけるデジタル技術の活用を図り、DXの推進に努めます。 ・県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の基礎調査に対して地元調整等の協力をを行います。 ・県への急傾斜地崩壊対策事業の要望や実施される対策工事に負担金拠出及び地元調整を行います。 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域からそれ以外の土地への住居移転について施策検討をします。 	

重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
28 治山対策		
推 進 方 針		
土砂災害等の山地災害を未然に防止するため、治山施設を整備します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃した森林を復旧し、また、土砂崩れ等の山地災害を未然に防止するために、治山施設を整備します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
29 治水対策		
推 進 方 針		
河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川等及び関連施設の点検等により、適切に維持管理を行います。 ・ 市街地開発等により設けられた調整池の維持管理に努め機能維持を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
30 河川改修		
推 進 方 針		
早急に改修を必要とする中小河川については、1時間あたり50mm～60mmの降雨相当（4年～10年に1回の降雨）の計画規模を当面の目標として治水対策を推進します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小河川については、当面、1時間あたり概ね50mm～60mmの降雨に対応した治水安全度の確保を図ります。 ・ 河川等及び関連施設の点検等により、適切に維持管理を行います。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
31 排水施設の整備		
推 進 方 針		
浸水防止対策の整備等を促進します。		
主 な 取 組		
・ 雨水排除のための下水道事業計画に基づき、住宅浸水被害防止に必要な調査を実施し、区域図の作成、雨水管の整備を行います。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
32 河川管理施設の整備		
推 進 方 針		
時間の経過とともに老朽化が進む河川管理施設について、維持管理を強化します。		
主 な 取 組		
・ 河川等及び関連施設の点検等により、適切に維持管理を行います。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
33 農業用施設等の整備		
推 進 方 針		
農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等による周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の安全性をより一層向上します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雨等による大規模な農地災害等について、機能維持又は復元のための支援を行います。 ・ 農道、農業用水路等の適切な維持管理・整備に努めます。 ・ 農道橋りょうや農道トンネルの定期点検を実施し必要な補修工事・補強工事を実施します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
34 町民等への情報発信体制の整備		
推 進 方 針		
町民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行います。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応におけるA Iやデジタル技術の活用を図り、防災・減災におけるD Xの推進に努めます。 ・町民等の安全・安心を確保する上で特に重要となる避難情報を迅速、確実に伝達するため、県との共同で、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した報道機関等への情報提供を実施します。 ・各種災害における情報は、防災行政無線、SNS等により迅速に情報提供できるように整備を適切に実施して有効な情報発信に努めます。 		
重要業績指標（K P I）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
35 災害情報の収集・伝達体制の整備		
推 進 方 針		
災害発生時に、確実な情報を入手し、迅速に救助・救急活動や消火活動を実施するため、県と町、国、消防機関、医療機関などの相互の情報収集・情報伝達手段の整備を進めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応におけるA Iやデジタル技術の活用を図り、防災・減災におけるD Xの推進に努めます。 ・日頃の情報交換及び図上訓練等を通じて、県との連携の強化を図ります。 		
重要業績指標（K P I）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
36 避難所の生活環境及び運営体制の整備		
推 進 方 針		
避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、感染症対策、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮するよう努めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における避難者のプライバシー保護、避難所生活環境の向上や新型コロナウイルス感染症の発生に伴う飛沫感染防止対策など、適切な避難所運営・資材等を検討し、運営の見直しにより避難所環境の向上に努めます。 ・避難所の運営を円滑に行うためには、町民の協力が不可欠であるため、住民代表を含めて避難所ごとの運営組織の構築を進め、避難所運営訓練等の実施や継続的な運営支援を行います。 		
重要業績指標（K P I）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
37 火山災害対策		
推 進 方 針		
火山の噴火による降灰に対し、迅速な除灰を行うため、県と連携した火山災害対策を進めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・国・県び防災関係機関と連携し、経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、火山噴火時の降灰対策などについて検討します。 ・対象機関の検討する火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、避難計画等に関する取組について確認し、町民に周知し災害予防を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

◇起きてはならない最悪の事態◇

1-3 暴風雪等の災害時の避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							リスクコミュニケーション
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	
13	防災教育の充実								○
14	ハザードマップによる啓発								○
17	関係機関との連携による防災訓練の実施	○		○					○

No.	施策	関連する施策分野							リスクコミュニケーション
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	
38	道路・橋りょう等の整備		○						
39	実践的な訓練の実施	○							
40	孤立化対策の推進	○							
41	帰宅困難者対策の推進	○				○			○
42	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	○				○	○		○
43	雪害に対する安全性の確保		○						

施 策 名	
13	防災教育の充実（再掲 推進方針は1-1に掲載）
14	ハザードマップによる啓発（再掲 推進方針は1-1に掲載）
17	関係機関との連携による防災訓練の実施（再掲 推進方針は1-1に掲載）

施 策 名		
38	道路・橋りょう等の整備	
推 進 方 針		
道路や橋りょう等について、耐震化や多重性の確保を進めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路、避難路となる道路や橋りょうの適切な維持管理・整備に努めます。 ・ 橋りょうやトンネルの定期点検を実施し必要な補修工事・補強工事を実施します。 ・ 狭あい道路の拡幅に関する普及に努めます。 ・ 救助、避難、物流輸送を閉塞させないために幹線道路の交通網確保対策を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
39 実践的な訓練の実施		
推 進 方 針		
複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図ります。		
主 な 取 組		
・ 図上訓練及び実働による防災訓練を計画し、新型コロナ等の感染症がまん延した状況下での災害対応を想定した避難所開設・運営など、新たな体制を踏まえ訓練の実施に努めます。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
・ 職員訓練の実施回数	年10回（R4）	年17回（R9）

施 策 名		
40 孤立化対策の推進		
推 進 方 針		
大規模災害により孤立地域が発生した場合に備えて、近隣市町と連携して孤立化対策に取り組みます。		
主 な 取 組		
・ 大規模災害による孤立地域の発生に備え、ドローン活用の検討や関係機関等の連携など、対応力の強化を図ります。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
41 帰宅困難者対策の推進		
推 進 方 針		
町民や事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行います。		
主 な 取 組		
・ 防災講話等の機会を通じて、町民や事業者に対して帰宅抑制や備蓄について啓発を行います。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
42 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保		
推 進 方 針		
地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、自治体等による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を推進します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や防災関係機関、物流事業者などと連携し、様々な事態を想定した物資の輸送や受入の訓練を実施し、物資の受援体制の充実を図ります。 ・ 自宅や事業所等における備蓄の推進に向けた普及・啓発を実施します。 ・ 災害時における生活必需物資の確保のため、各機関との協定を締結するとともに、物資の輸送・配布について受援体制の強化を推進します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
43 雪害に対する安全性の確保		
推 進 方 針		
大雪等に伴う都市機能の阻害などの雪害について、ライフライン施設等の機能の確保を図ります。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

■事前に備えるべき目標■

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

◇起きてはならない最悪の事態◇

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
11	町民の防災意識の向上								○
23	要配慮者等への支援	○		○					○
24	学校の防災体制の整備	○	○						○
42	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	○				○	○		○

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
44	水道施設の耐震化及び給水体制の確保		○						
45	発電設備の管理	○							
46	医薬品・医療機器等の整備			○	○				
47	広域応援体制の強化	○							○
48	燃料の確保					○			

施策名	
11	町民の防災意識の向上（再掲 推進方針は1-1に掲載）
23	要配慮者等への支援（再掲 推進方針は1-1に掲載）
24	学校の防災体制の整備（再掲 推進方針は1-1に掲載）
42	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲 推進方針は1-3に掲載）

施策名	
44	水道施設の耐震化及び給水体制の確保
推進方針	
阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、ライフライン施設に甚大な被害が発生したため、上水道の安全性のより一層の向上を図ります。	
主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災井戸の登録の推進やろ過装置の整備を行い水の確保に努めます。 ・災害時に重要となる、重要給水施設への供給管路や基幹管路のほか、耐震補強工事の必要な配水池の耐震化を行います。 ・県内水道事業者などとの相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援受入れや復旧活動を必要に応じて計画的に実施します。また、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な施設に配慮し早期に復旧するよう対策を進めます。 ・災害時における生活用水等を確保するため、応急給水体制の整備を図るとともに、隣接する水道事業者との災害時の応急給水に関する訓練等を実施します。 ・必要に応じた非常用発電設備の設置や定期点検の実施など、大規模災害時における水道施設の停電対策を実施します。 	

重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
・防災井戸の登録	23 か所	28 か所（R9）
・基幹管路の耐震管率	3.6%（R3）	15.4%（R11）

施 策 名		
45 発電設備の管理		
推 進 方 針		
電力の安定供給確保のため、発電設備の計画的な維持管理を行います。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に最重要拠点となる災害対策本部を設置する役場庁舎において、機能不全に陥らないために、非常用発電設備等の定期的な点検・整備を実施するなど、計画的な維持管理を行います。 ・他の公共施設の発電設備について、適切な維持管理を行います。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
46 医薬品・医療機器等の整備		
推 進 方 針		
医薬品・医療機器等の備蓄等により災害時医療機能の充実を図ります。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品及び医療資機材は、町が備蓄し、さらに医薬品等が不足する事態に備え、卸業者との医薬品等の調達、応急救護所等に関する協定を締結し、災害時に医薬品が円滑に提供できるように体制や仕組みを構築します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
47 広域応援体制の強化		
推 進 方 針		
広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図ります。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体との相互応援協定の充実を図ります。 ・大規模災害時に、警察、消防、自衛隊、近隣市町からの受援など、迅速かつ効率的に受け入れられるよう、連携強化を図ります。 ・大規模災害が発生した際、関係機関からの職員派遣についての的確に受け入れるよう各種防災訓練などにおいて受援体制を検証し、さらなる連携の強化に向けて取り組みます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
48 燃料の確保		
推 進 方 針		
大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進めます。		
主 な 取 組		
・大規模災害時に、災害対策上重要な車両や施設等に対する石油類燃料を確保するため、関連企業との協定など、燃料の確保の充実を図ります。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

◇起きてはならない最悪の事態◇

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災現場での救助・救急活動等の絶対的不足

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
17	関係機関との連携による防災訓練の実施	○		○					○
47	広域応援体制の強化	○							○

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
49	救助・救急体制の充実	○							
50	消防の広域化	○							

施 策 名	
17	関係機関との連携による防災訓練の実施（再掲 推進方針は1-1に掲載）
47	広域応援体制の強化（再掲 推進方針は2-1に掲載）

施 策 名		
49	救助・救急体制の充実	
推 進 方 針		
大規模災害が発生した際、救助・救急活動を迅速かつ確に実施することができるよう、救助・救急活動に係る資機材等の充実を図ります。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・防災力の充実・強化を図るため、防災用資機材等の整備を行います。 ・大規模災害における人命救助においては、県への支援依頼や関係企業等との連携・協定締結等により、災害時における体制の充実強化を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
50	消防の広域化	
推 進 方 針		
町民の生命、身体、財産を守るという消防の責務を十分に果たすため、消防力の一層の充実強化を図ります。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市へ消防救急業務を委託する事により大規模化・多様化する災害に備え、消防体制の充実強化、高度化を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

◇起きてはならない最悪の事態◇

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							リスクコミュニケーション
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	
11	町民の防災意識の向上								○
41	帰宅困難者対策の推進	○				○			○
42	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	○				○	○		○

施 策 名	
11	町民の防災意識の向上（再掲 推進方針は 1-1 に掲載）
41	帰宅困難者対策の推進（再掲 推進方針は 1-3 に掲載）
42	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲 推進方針は 1-3 に掲載）

◇起きてはならない最悪の事態◇

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
3	防災拠点となる公共施設等の老朽化対策	○	○	○					○
17	関係機関との連携による防災訓練の実施	○		○					○
38	道路・橋りょう等の整備		○						
46	医薬品・医療機器等の整備			○	○				
47	広域応援体制の強化	○							○
48	燃料の確保					○			

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
51	町民の救護能力の向上			○					
52	災害時医療救護体制の整備			○	○				
53	道路啓開・交通規制体制の整備	○	○						○

施 策 名	
3	防災拠点となる公共施設等の老朽化対策（再掲 推進方針は 1-1 に掲載）
17	関係機関との連携による防災訓練の実施（再掲 推進方針は 1-1 に掲載）
38	道路・橋りょう等の整備（再掲 推進方針は 1-3 に掲載）
46	医薬品・医療機器等の整備（再掲 推進方針は 2-1 に掲載）
47	広域応援体制の強化（再掲 推進方針は 2-1 に掲載）
48	燃料の確保（再掲 推進方針は 2-1 に掲載）

施 策 名		
51 町民の救護能力の向上		
推 進 方 針		
地域住民の救護能力の向上を支援します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・町民の救護能力の向上を図るための普及・啓発に努めます。 ・災害時の自助・共助体制として、自主防災組織の救助・救命能力の向上に向けた取り組み等を強化します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
52 災害時医療救護体制の整備		
推 進 方 針		
災害時における医療救護体制を整備します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会、薬剤師会、歯科医師会、県保健福祉事務所と連携し、円滑な医療・救護活動、応急救護所の設置等が行えるよう、体制の整備に努めます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
53 道路啓開・交通規制体制の整備		
推 進 方 針		
道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時の交通の混乱を防止し、緊急通行車両等の円滑な運行を確保するため、緊急交通路における交通規制について警察との連携を図ります。 ・ 災害時における建設業者等との協力体制の充実・連携強化を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

◇起きてはならない最悪の事態◇

2-5 避難所等における疾病・感染症等の発生

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
52	災害時医療救護体制の整備			○	○				

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
54	防疫体制の整備			○					○
55	広域火葬体制の強化			○					

施策名
52 災害時医療救護体制の整備（再掲 推進方針は 2-4 に掲載）

施策名		
54 防疫体制の整備		
推進方針		
<p>感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、迅速な防疫活動、保健活動等を実施します。</p> <p>感染拡大時における感染者の円滑な避難の体制整備に取り組みます。</p>		
主な取組		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防の対応のため、防疫用品等の備蓄に努めます。 ・避難所における要配慮者や感染症患者等に配慮した避難スペースの確保、感染症発生時には迅速に消毒等を行える体制を整備します。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防のため手指消毒等の基本的な対策を推進します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施策名		
55 広域火葬体制の強化		
推進方針		
<p>大規模災害により、町が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制を強化します。</p>		
主な取組		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害によって発生した遺体が火葬できない状況を踏まえ、遺体の安置場所の確保や県と連携した広域火葬体制の強化を進めます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

◇起きてはならない最悪の事態◇

2-6 不慣れな避難生活による健康被害、関連死の発生

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
12	外国人の安全確保対策	○			○				○
20	避難所の確保・整備	○	○						○
36	避難所の生活環境及び運営体制の整備	○		○					
42	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	○				○	○		○
45	発電設備の管理	○							
46	医薬品・医療機器等の整備			○	○				
52	災害時医療救護体制の整備			○	○				
54	防疫体制の整備			○					○

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
56	応急仮設住宅の迅速・的確な提供	○	○	○					
57	ペット対策	○							○

施 策 名	
12	外国人の安全確保対策（再掲 推進方針は1-1に掲載）
20	避難所の確保・整備（再掲 推進方針は1-1に掲載）
36	避難所の生活環境及び運営体制の整備（再掲 推進方針は1-2に掲載）
42	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲 推進方針は1-3に掲載）
45	発電設備の管理（再掲 推進方針は2-1に掲載）
46	医薬品・医療機器等の整備（再掲 推進方針は2-1に掲載）
52	災害時医療救護体制の整備（再掲 推進方針は2-4に掲載）
54	防疫体制の整備（再掲 推進方針は2-5に掲載）

施 策 名		
56	応急仮設住宅の迅速・的確な提供	
推 進 方 針		
応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を推進します。 ・応急仮設住宅の建設に迅速にとりかかることができるよう、県が取りまとめる建設候補地の土地情報の整備に協力し、発災時における供給体制を強化します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
57 ペット対策		
推 進 方 針		
大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護等の対策を行います。 避難所におけるペットの受け入れ、取り扱い等における対策を行います。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護などを図るため受入れ態勢の整備を進めるとともに、飼主に対して普段から備えておくべきこと等の普及・啓発を行い、災害時に備えます。 ・避難所のペット対策について、鳴き声、臭い、アレルギー等について、適切に対応します。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

■事前に備えるべき目標■

3 必要不可欠な行政機能は確保する

◇起きてはならない最悪の事態◇

3-1 被災による治安の悪化

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
17	関係機関との連携による防災訓練の実施	○		○					○

施策名	
17	関係機関との連携による防災訓練の実施（再掲 推進方針は 1-1 に掲載）

◇起きてはならない最悪の事態◇

3-2 行政の機能不全、情報通信の機能不全

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
3	防災拠点となる公共施設等の老朽化対策	○	○	○					○
24	学校の防災体制の整備	○	○						○
39	実践的な訓練の実施	○							

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
58	災害対策本部の機能強化	○			○				○
59	業務継続体制の確保	○							
60	復興対策マニュアルの整備	○							

施策名	
3	防災拠点となる公共施設等の老朽化対策（再掲 推進方針は 1-1 に掲載）
24	学校の防災体制の整備（再掲 推進方針は 1-1 に掲載）
39	実践的な訓練の実施（再掲 推進方針は 1-3 に掲載）

施 策 名		
58 災害対策本部の機能強化		
推 進 方 針		
地震による被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の活動体制や組織体制の強化を進めます。		
主 な 取 組		
・災害対策本部で災害対応を担う職員の研修や訓練を充実し、災害対応力の強化を図ります。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
59 業務継続体制の確保		
推 進 方 針		
災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図ります。		
主 な 取 組		
・定期的に災害時における参集手段、職員の配置など業務継続体制を検証し、業務継続計画の見直しを行います。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
60 復興対策マニュアルの整備		
推 進 方 針		
事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、被災時の計画的な復興の推進に取り組みます。		
主 な 取 組		
・神奈川県復興対策マニュアルにより、事前に復興の方向性について検討します。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

■事前に備えるべき目標■

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

◇起きてはならない最悪の事態◇

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
11	町民の防災意識の向上								○
12	外国人の安全確保対策	○			○				○
16	住民参加の防災訓練の実施								○
19	消防団・自主防災組織の強化	○							○
34	町民等への情報発信体制の整備	○			○				○
35	災害情報の収集・伝達体制の整備	○			○				
43	雪害に対する安全性の確保		○						

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
61	避難に係る情報伝達体制の整備	○			○		○		
62	輻輳への対策								○
63	被災者支援に関する情報システムの構築	○			○				

施策名	
11	町民の防災意識の向上（再掲 推進方針は1-1に掲載）
12	外国人の安全確保対策（再掲 推進方針は1-1に掲載）
16	住民参加の防災訓練の実施（再掲 推進方針は1-1に掲載）
19	消防団・自主防災組織の強化（再掲 推進方針は1-1に掲載）
34	町民等への情報発信体制の整備（再掲 推進方針は1-2に掲載）
35	災害情報の収集・伝達体制の整備（再掲 推進方針は1-2に掲載）
43	雪害に対する安全性の確保（再掲 推進方針は1-3に掲載）

施策名		
61 避難に係る情報伝達体制の整備		
推進方針		
住民等の迅速かつ適切な避難行動を支えるために、避難情報の伝達体制の整備、伝達手段の多重化等を進めます。		
主な取組		
・より多くの方に迅速・正確に伝達するため、伝達手段の多様化、マニュアル化を図ります。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
62 輻輳への対策		
推 進 方 針		
輻輳（電話が繋がりにくい状況）対策として、NTT東日本や携帯電話事業者等が提供する災害用伝言板の活用について周知啓発を図ります。		
主 な 取 組		
・電話が繋がりにくい状況においては、災害用伝言ダイヤル「171」等の活用・周知を行い、帰宅困難者等に対する安全対策を図ります。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施 策 名		
63 被災者支援に関する情報システムの構築		
推 進 方 針		
町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図ります。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・居住地以外の町に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。 ・町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

■事前に備えるべき目標■

5 経済活動を機能不全に陥らせない

◇起きてはならない最悪の事態◇

5-1 防災協定締結組織(会社)の被災による協力体制機能の停止

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
48	燃料の確保					○			
No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
64	企業の防災体制の確立					○			○

施 策 名	
48	燃料の確保 (再掲 推進方針は 2-1 に掲載)

施 策 名		
64	企業の防災体制の確立	
推 進 方 針		
災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行います。		
主 な 取 組		
・企業との情報交換や防災講座等で企業の従業員の防災意識の向上を図ります。		
重要業績指標 (K P I)		
指標の名称	現状値	目標値
—		

◇起きてはならない最悪の事態◇

5-2 緊急輸送道路網の分断等による支援物資の停滞による甚大な影響

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
27	土砂災害対策		○						
28	治山対策						○		
38	道路・橋りょう等の整備		○						
42	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	○				○	○		○

施策名	
27	土砂災害対策（再掲 推進方針は 1-2 に掲載）
28	治山対策（再掲 推進方針は 1-2 に掲載）
38	道路・橋りょう等の整備（再掲 推進方針は 1-3 に掲載）
42	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲 推進方針は 1-3 に掲載）

■事前に備えるべき目標■

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

◇起きてはならない最悪の事態◇

6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス、石油、LP ガス等の長期間にわたる機能の停止

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
45	発電設備の管理	○							
64	企業の防災体制の確立					○			○

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
65	非常時のガス供給体制の整備					○			
66	自立・分散型エネルギーの導入促進					○			

施策名	
45	発電設備の管理 (再掲 推進方針は 2-1 に掲載)
64	企業の防災体制の確立 (再掲 推進方針は 5-1 に掲載)

施策名		
65	非常時のガス供給体制の整備	
推進方針		
ガスの応急復旧については事業者と連携し、体制の確保などの対策を進めます。		
主な取組		
・地震災害時のガス設備の点検体制等について、事業者との連携を図ります。		
重要業績指標 (KPI)		
指標の名称	現状値	目標値
—		

施策名		
66	自立・分散型エネルギーの導入促進	
推進方針		
エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進します。		
主な取組		
・太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を促進します。(環境上下水道課)		
重要業績指標 (KPI)		
指標の名称	現状値	目標値
—		

◇起きてはならない最悪の事態◇

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
42	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	○				○	○		○
44	水道施設の耐震化及び給水体制の確保		○						

施 策 名	
42	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲 推進方針は 1-3 に掲載）
44	水道施設の耐震化及び給水体制の確保（再掲 推進方針は 2-1 に掲載）

◇起きてはならない最悪の事態◇

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
67	污水处理機能の確保		○						

施 策 名		
67 污水处理機能の確保		
推 進 方 針		
下水道区域は下水道管路の耐震化により、安全性の確保に努めます。 浄化槽区域は、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進します。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管路は、幹線・重要管路を中心に耐震診断を行い、耐震化を実施します。 ・下水道ストックマネジメント計画を作成し、老朽管路等の更新を計画的に進めます。 ・下水管路の点検を行い、不明水対策を進めます。 ・流域下水道との連携、下水道事業業務継続計画の定期的な見直しにより、災害時の対応力を強化します。 ・浄化槽処理促進区域においては、老朽化が進んでいる汲取り槽・単独処理浄化槽を、災害に強い合併処理浄化槽へと転換を図り、災害時の汚水の流出を防止します。 ・し尿・浄化槽汚泥について、足柄上衛生組合のし尿処理施設を適切に更新し、安定した処理を図ります。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
・下水道管路の耐震化率	59.5%	65.0%（R9）

◇起きてはならない最悪の事態◇

6-4 交通網の長期間にわたる機能停止

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							リスクコミュニケーション
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	
27	土砂災害対策		○						
28	治山対策						○		
38	道路・橋りょう等の整備		○						
39	実践的な訓練の実施	○							
40	孤立化対策の推進	○							
53	道路啓開・交通規制体制の整備	○	○						○

No.	施策	関連する施策分野							リスクコミュニケーション
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	
68	信号機等の安全性の確保	○			○				

施策名	
27	土砂災害対策（再掲 推進方針は 1-2 に掲載）
28	治山対策（再掲 推進方針は 1-2 に掲載）
38	道路・橋りょう等の整備（再掲 推進方針は 1-3 に掲載）
39	実践的な訓練の実施（再掲 推進方針は 1-3 に掲載）
40	孤立化対策の推進（再掲 推進方針は 1-3 に掲載）
53	道路啓開・交通規制体制の整備（再掲 推進方針は 2-4 に掲載）

施策名		
68 信号機等の安全性の確保		
推進方針		
道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、災害に強い交通安全施設等の整備を推進します。		
主な取組		
・災害時における交通の安全と円滑な運行を確保するため警察と連携し、安心安全なまちづくりに取り組みます。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

◇起きてはならない最悪の事態◇

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
11	町民の防災意識の向上								○
34	町民等への情報発信体制の整備	○			○				○
35	災害情報の収集・伝達体制の整備	○			○				
42	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	○				○	○		○
47	広域応援体制の強化	○							○

施 策 名	
11	町民の防災意識の向上（再掲 推進方針は1-1に掲載）
34	町民等への情報発信体制の整備（再掲 推進方針は1-2に掲載）
35	災害情報の収集・伝達体制の整備（再掲 推進方針は1-2に掲載）
42	飲料水、食料及び生活必需品物資等の確保（再掲 推進方針は1-3に掲載）
47	広域応援体制の強化（再掲 推進方針は2-1に掲載）

■事前に備えるべき目標■

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

◇起きてはならない最悪の事態◇

7-1 大規模延焼火災等の発生

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
4	建物の不燃化対策		○						○
6	市街地の防災性向上		○						
11	町民の防災意識の向上								○
19	消防団・自主防災組織の強化	○							○
25	文化財所有者・管理者の防災対策	○	○						○
47	広域応援体制の強化	○							○
50	消防の広域化	○							

施策名	
4	建物の不燃化対策（再掲 推進方針は 1-1 に掲載）
6	市街地の防災性向上（再掲 推進方針は 1-1 に掲載）
11	町民の防災意識の向上（再掲 推進方針は 1-1 に掲載）
19	消防団・自主防災組織の強化（再掲 推進方針は 1-1 に掲載）
25	文化財所有者・管理者の防災対策（再掲 推進方針は 1-1 に掲載）
47	広域応援体制の強化（再掲 推進方針は 2-1 に掲載）
50	消防の広域化（再掲 推進方針は 2-2 に掲載）

◇起きてはならない最悪の事態◇

7-2 建物倒壊、がけ崩れ等による交通麻痺

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							リスクコミュニケーション
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	
1	住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策	○	○						○
2	民間大規模建築物の耐震化		○						○
8	避難場所の確保・整備	○	○				○		
53	道路啓開・交通規制体制の整備	○	○						○

No.	施策	関連する施策分野							リスクコミュニケーション
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	
69	応急危険度判定等の体制整備	○							

施 策 名	
1	住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策（再掲 推進方針は1-1に掲載）
2	民間大規模建築物の耐震化（再掲 推進方針は1-1に掲載）
8	避難場所の確保・整備（再掲 推進方針は1-1に掲載）
53	道路啓開・交通規制体制の整備（再掲 推進方針は2-4に掲載）

施 策 名		
69	応急危険度判定等の体制整備	
推 進 方 針		
県と連携し、応急危険度判定士及び被災地危険度判定士、判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備を今後さらに充実します。		
主 な 取 組		
・ 県と連携し、応急危険度判定士及び被災地危険度判定士、判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などを進めます。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

◇起きてはならない最悪の事態◇

7-3 火山噴火における降灰等による死傷者の発生と土地の荒廃

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
10	危険物等施設の安全対策	○				○			○
28	治山対策						○		
32	河川管理施設の整備		○						
33	農業用施設等の整備						○		
37	火山災害対策	○	○						○

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
70	森林の機能維持						○		

施 策 名	
10	危険物等施設の安全対策（再掲 推進方針は 1-1 に掲載）
28	治山対策（再掲 推進方針は 1-2 に掲載）
32	河川管理施設の整備（再掲 推進方針は 1-2 に掲載）
33	農業用施設等の整備（再掲 推進方針は 1-2 に掲載）
37	火山災害対策（再掲 推進方針は 1-2 に掲載）

施 策 名		
70	森林の機能維持	
推 進 方 針		
水源地域においては、私有林の公的管理を進めるとともに、広葉樹との混交林や複層林など多彩な森林づくりを進め、山地災害に強い森林をつくれます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域との協働により緑の保全を行うとともに、担い手不足により荒廃した森林を再生することで森林の公益的機能の向上を図ります。 ・地域水源林エリアにおける水源かん養機能など森林の持つ公益的機能の向上を図るため、水源の森林づくり事業を進めます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

■事前に備えるべき目標■

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

◇起きてはならない最悪の事態◇

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞による復旧の遅れ

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野						
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用
71	災害廃棄物の処理体制の整備						○	

施 策 名		
71 災害廃棄物の処理体制の整備		
推 進 方 針		
大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための仕組みづくりを進めます。		
主 な 取 組		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に発生する災害廃棄物について、集積所の確保等対策を構築します。 ・災害時の衛生環境を維持するため、民間事業者・団体や他市町、県と調整し、発災時の相互協力体制の整備に努めます。 		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

◇起きてはならない最悪の事態◇

8-2 自治体組織、地域コミュニティの崩壊による復興の遅延

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野						
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用
11	町民の防災意識の向上							○
60	復興対策マニュアルの整備	○						

施 策 名	
11	町民の防災意識の向上（再掲 推進方針は 1-1 に掲載）
60	復興対策マニュアルの整備（再掲 推進方針は 3-2 に掲載）

◇起きてはならない最悪の事態◇

8-3 広域的な地盤変動等により確定が困難な土地区画等が発生し広域・長期にわたって復興が遅れる事態

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
30	河川改修		○						
31	排水施設の整備		○						

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
72	地籍調査の促進		○						

施策名	
30	河川改修（再掲 推進方針は 1-2 に掲載）
31	排水施設の整備（再掲 推進方針は 1-2 に掲載）

施策名		
72	地籍調査の促進	
推進方針		
大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を着実に推進します。		
主な取組		
・地籍調査に取り組み大規模災害からの迅速な復旧に資する土地に係る地籍の明確化を推進します。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
・地籍調査率	17%（R4）	19%（R9）

◇起きてはならない最悪の事態◇

8-4 環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による文化の衰退・損失

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
73	災害救援ボランティア活動の充実強化	○			○				○
74	被災者相談の実施体制の整備								○
No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
11	町民の防災意識の向上								○
13	防災教育の充実								○
19	消防団・自主防災組織の強化	○							○
23	要配慮者等への支援	○		○					○
25	文化財所有者・管理者の防災対策	○	○						○
60	復興対策マニュアルの整備	○							

施策名
11 町民の防災意識の向上（再掲 推進方針は1-1に掲載）
13 防災教育の充実（再掲 推進方針は1-1に掲載）
19 消防団・自主防災組織の強化（再掲 推進方針は1-1に掲載）
23 要配慮者等への支援（再掲 推進方針は1-1に掲載）
25 文化財所有者・管理者の防災対策（再掲 推進方針は1-1に掲載）
60 復興対策マニュアルの整備（再掲 推進方針は3-2に掲載）

施策名						
73 災害救援ボランティア活動の充実強化						
推進方針						
ボランティアの迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行います。						
主な取組						
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時のボランティア支援体制が円滑に機能するよう、平常時から訓練の実施などの実践的な備えを行うとともに、関係機関・団体との連携協力体制づくりに努めます。 ・災害時のボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアニーズの的確な把握に向け、関係機関等からの情報の収集に努めます。 						
重要業績指標（KPI）						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指標の名称	現状値	目標値	—		
指標の名称	現状値	目標値				
—						

施 策 名		
74 被災者相談の実施体制の整備		
推 進 方 針		
地震発生直後の混乱期から復旧・復興が進む時期に至るまで、行方不明者のことや生活復興に関する こと、事業の再興に関する事など、町民からの多種多様な相談・要望等に対応するため、相談窓口 の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を進めます。		
主 な 取 組		
・神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会との協定に基づき、町が開催する被災者の相談会に相談業 務従事者を派遣する際、手続が円滑に行えるよう平常時から関係機関との連携・協議を行います。		
重要業績指標（KPI）		
指標の名称	現状値	目標値
—		

◇起きてはならない最悪の事態◇

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

「最悪の事態」を回避するための施策一覧

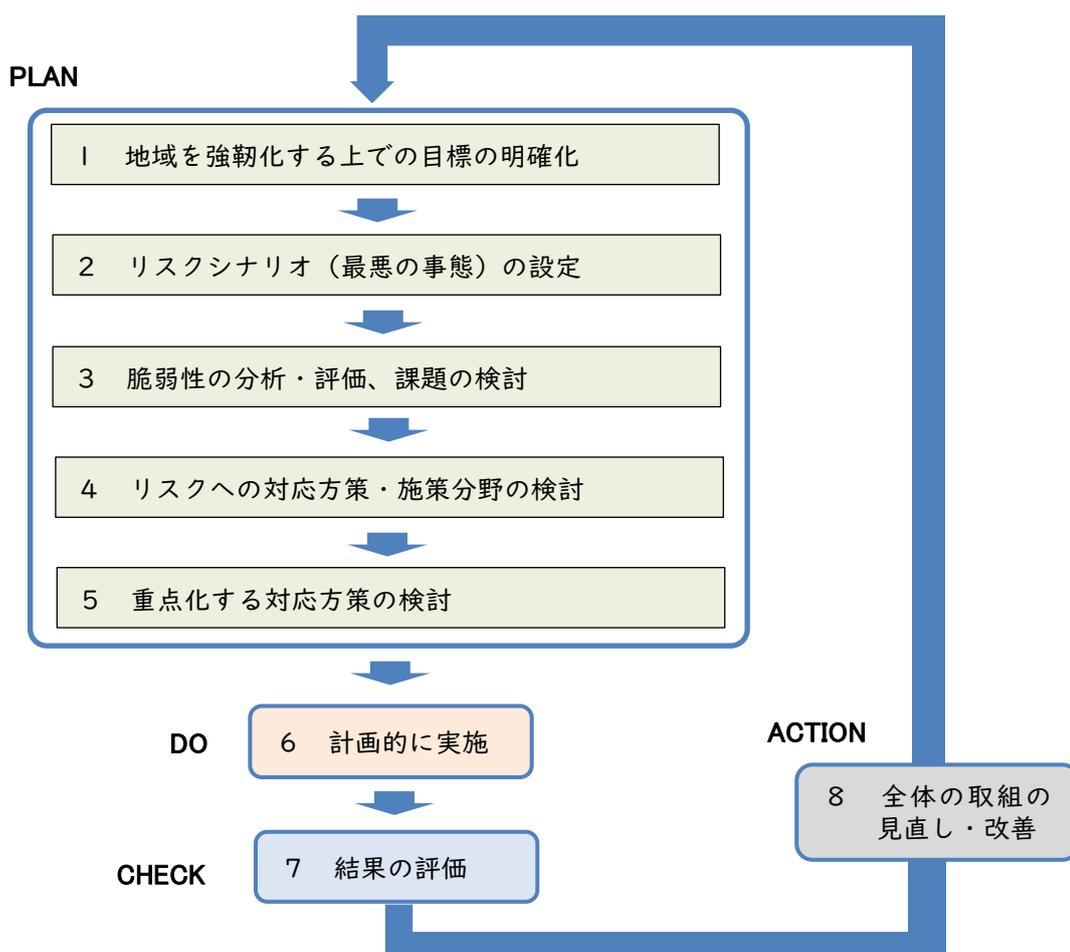
No.	施策【再掲】	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコミュニケーション
5	計画的な土地利用		○				○	○	
60	復興対策マニュアルの整備	○							
72	地籍調査の促進		○						

施 策 名	
5	計画的な土地利用（再掲 推進方針は1-1に掲載）
60	復興対策マニュアルの整備（再掲 推進方針は3-2に掲載）
72	地籍調査の促進（再掲 推進方針は8-3に掲載）

第6章 計画の推進

1 計画の推進と進捗管理

計画の推進にあたっては、各部局間の相互調整を図りながら、予算編成や全庁横断的な体制を整備するとともに、各取組の進捗状況を適時確認し、国や県、事業者、町民、関係機関等と連携を図り、P D C Aサイクルによる進捗管理を図り、本町の強靱化を効率的・効果的に推進します。



2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や国や県の強靱化施策の取組、本町総合計画の見直しなどを考慮しながら、適宜、見直しを行います。

なお、本計画は、他の分野別・個別計画における本町の国土強靱化に関する指針として位置付けているものですので、各計画の見直しの際には、本計画との整合を図るものとします。

3 施策の重点化

(1)重点化の考え方

大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性、緊急性等を考慮した上で施策の重点化を図ることが必要といえます。

本町では、神奈川県地震被害想定調査によれば、都心南部直下地震の発生による被害想定が大きい結果となっていることと、発生の確率は低いものの現実に発生した最大クラスの地震である元禄型関東地震では死傷者数が最大となっており、さらに神奈川県においても、人命の保護を最優先とする観点から施策の重点化をはかることから、本計画では、回避を優先する事態を「人命保護に直接関わる事態」とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

また、平成30年9月の北海道胆振東部地震や令和元年9月の台風第15号による広範囲・長期に及んだ大規模停電が、通信機器の途絶による情報収集や発信の遅れ、その後の復旧作業に支障を来したことから、電力供給をはじめとした「住民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態」に関する施策についても重点化の対象とします。

さらに、平成28年4月の熊本地震では、被災により基礎自治体の行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の総括や関係機関との総合調整、住民生活の迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことが明らかとなっており、「行政機能の大幅な低下につながる事態」もあわせて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

(2)重点化する施策

重点化の考え方を踏まえ、本町では次の16の「起きてはならない事態」(リスクシナリオ)に関する施策を重点化の対象とします。

■人命の保護に直接関わる事態

1-1	建物等の倒壊や火災等による、多数の死傷者の発生
1-2	土砂災害や風水害(河川の氾濫等)による、多数の死傷者、孤立地区の発生
1-3	暴風雪等の災害時の避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生
2-2	自衛隊、警察、消防等の被災現場での救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-5	避難所等における疾病・感染症等の発生
2-6	不慣れな避難生活による健康被害、関連死の発生
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
7-1	大規模延焼火災等の発生
7-3	火山噴火における降灰等による死傷者の発生と土地の荒廃

■住民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス、石油、LPガス等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	交通網の長期間にわたる機能停止

■行政機能の大幅な低下につながる事態

3-2	行政の機能不全、情報通信の機能不全
-----	-------------------

4 本計画に基づき実施する事業

27項目の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に基づき、本町として取り組む主な事業を別冊「中井町国土強靱化地域計画年次事業一覧」に整理しています。

事業の内容等については、今後、本計画の推進にあたり必要な取組の追加、事業の進捗状況に応じた修正等を行いながら着実な事業の推進を図ります。

中井町国土強靱化地域計画

令和5年3月

発行:中井町 地域防災課

〒259-0197

神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

TEL:0465-81-1111(代表)